

(様式3 公表の表紙)

(つくば市障害福祉計画(第5期)つくば市障害児福祉計画(第1期)(案))の
パブリックコメント手続の実施について

平成29年12月
つくば市保健福祉部障害福祉課

案件名	つくば市障害福祉計画（第5期）つくば市障害児福祉計画（第1期）（案）
募集期間	平成29年12月1日 ～ 平成30年1月9日
担当課	保健福祉部 障害福祉課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)2232

■ 意見募集の趣旨

つくば市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村福祉計画」、つくば市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、両者とも国の指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画です。計画の策定にあたり、市民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

つきましては、計画案を公表いたしますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市障害福祉計画（第5期）つくば市障害児福祉計画（第1期）（案）
- ・つくば市障害福祉計画（第5期）つくば市障害児福祉計画（第1期）（案）の背景・経緯等
- ・つくば市障害福祉計画（第5期）つくば市障害児福祉計画（第1期）（案）概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 障害福祉課（2階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く
- 郵便 〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 保健福祉部 障害福祉課
- ファクシミリ 029-868-7544

○ 電子メール wef020@city.tsukuba.lg.jp

○ ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市障害福祉計画(第5期)つくば市障害児福祉計画(第1期)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

○ 公表時期 平成30年3月ごろを予定しています。

○ 公表場所 市ホームページ, 障害福祉課,
情報コーナー(庁舎1階),
各窓口センター, 各地域交流センター

つくば市障害福祉計画（第5期）
つくば市障害児福祉計画（第1期）
（案）

平成30年度～平成32年度
（2018年度～2020年度）

平成29年12月

つくば市

目 次

第1章 障害福祉計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 制度の概要	2
1 制度の主な変更状況	2
2 計画の位置づけ	5
第3節 障害福祉計画の考え方	6
1 計画の基本理念	6
2 計画の基本的な考え方	6
3 計画の期間	8
4 計画の策定体制	9
5 計画の推進体制	10
第2章 障害児・障害者等を取り巻く状況	11
第1節 つくば市の現状	11
1 人口・世帯数の推移	11
第2節 障害児・障害者等の状況	12
1 障害者手帳所持者数の推移	12
2 難病患者の状況	14
3 障害支援区分認定者の状況	15
4 障害のある児童・生徒の状況	15
5 特別支援学校の卒業生及び進路状況	16
第3節 アンケート及びヒアリング結果から見える状況	18
1 障害福祉に関するアンケート	18
2 団体ヒアリング	37
第3章 障害福祉サービス等の展開	41
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	41
第2節 第5期障害福祉計画等の見込量	42
1 自立支援給付	42
2 障害児に対するサービス【障害児福祉計画】	63
3 地域生活支援事業	69
第3節 平成32年度における計画値の設定	86
1 施設入所者の地域生活への移行	86
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	86
3 地域生活支援拠点等の整備	87
4 福祉施設から一般就労への移行等	87

5 障害児支援の提供体制の整備等	88
資料編	89
1 計画の策定経過	89
2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱	89
3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿	89

第1章 障害福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

障害者に関わる市の計画としては、障害者の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には市民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者計画と、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量等を設定する障害福祉計画とがあります。本市では、平成27年3月策定の「つくば市障害福祉計画（第4期）」に基づいて、障害のある市民へ、必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、平成29年度をもって第4期計画が期間満了となることから、4期計画以後の障害福祉に係る法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する新たな指針を踏まえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画対象期間とする「つくば市障害福祉計画（第5期）」を策定します。

なお、平成28年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障害福祉計画に包含されていた障害児に対する福祉サービス等の内容が、新たに障害児福祉計画として法定計画化されました。改正児童福祉法において、両計画は一体的に策定することができることとされていることから、本計画は、「つくば市障害児福祉計画（第1期）」を包含するものとして策定します。

第2節 制度の概要

1 制度の主な変更状況

障害のある人がより安心して生活できるよう、障害者に関わる法律や制度、国の施策は毎年のように改訂されてきています。近年の障害者施策をめぐる主な法律や制度等の動向は次の通りです。

■障害者基本法の一部を改正する法律の施行【平成 23（2011）年 8 月】

障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るために、障害者の定義の見直しや、国が目指すべき社会の姿が明記されました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることのない共生社会の実現が新たに規定されました。

■障害者虐待防止法の施行【平成 24（2012）年 10 月】

障害のある人への虐待の禁止や虐待を受けたことのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

■障害者基本計画（第 3 次）の策定【平成 24（2012）年 12 月】

障害者政策委員会がとりまとめた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間の計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次）」を策定しました。

■障害者総合支援法の施行【平成 25（2013）年 4 月 ※一部平成 26（2014）年 4 月】

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向け新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立しました。

平成 25 年 4 月施行分としては、障害児者の定義に政令で定める難病等が追加され、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象になるとともに、障害のある人に対する地域生活支援事業の必須事業が拡大されました。

平成 26 年 4 月施行分では、障害程度区分から障害支援区分への見直しや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が行われました。

■障害者優先調達推進法の施行【平成 25（2013）年 4 月】

障害者就労施設等の受注の機会確保のために、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行されました。

■成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行【平成 25（2013）年 6 月】

平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなりました。

■障害者雇用促進法の一部改正【平成 25（2013）年 6 月】

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び法定雇用率の算定基礎の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立しました。

平成 28 年 4 月には、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供の義務化が施行され、平成 30 年 4 月施行分としては、法定雇用率の算定対象に精神障害者が追加されることとなります。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

【平成 25（2013）年 6 月】

精神障害者の地域生活への移行を促進するために、精神障害者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しが平成 26 年 4 月に施行され、精神医療審査会に関する見直しが平成 28 年 4 月に施行されました。

■障害者権利条約の批准【平成 26（2014）年 1 月】

障害のある人の人権や基本的自由の享有の確保・障害のある人の尊厳の尊重の促進、障害のある人の権利の実現のための措置等が規定された条約で、締結国には、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野において障害者の権利実現のための取組が求められています。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行【平成 27（2015）年 1 月】

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立し医療費助成の対象疾患を拡大するほか、難病に係る医療、難病に関する施策の総合的な推進のための基本的方針の策定、難病の医療に関する調査及び研究の推進等が施行されました。

■障害者差別解消法の施行【平成 28（2016）年 4 月】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が規定されました。

■発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行【平成 28（2016）年 8 月】

発達障害者への支援の充実を図るために、発達障害及び社会的障壁の定義の改正、発達障害者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携による相談体制の整備等が進められることとなりました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行【平成 30（2018）年 4 月】

障害のある人が望む地域生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障害福祉サービスの新設や、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障害児福祉計画の策定の義務化等が規定されました。

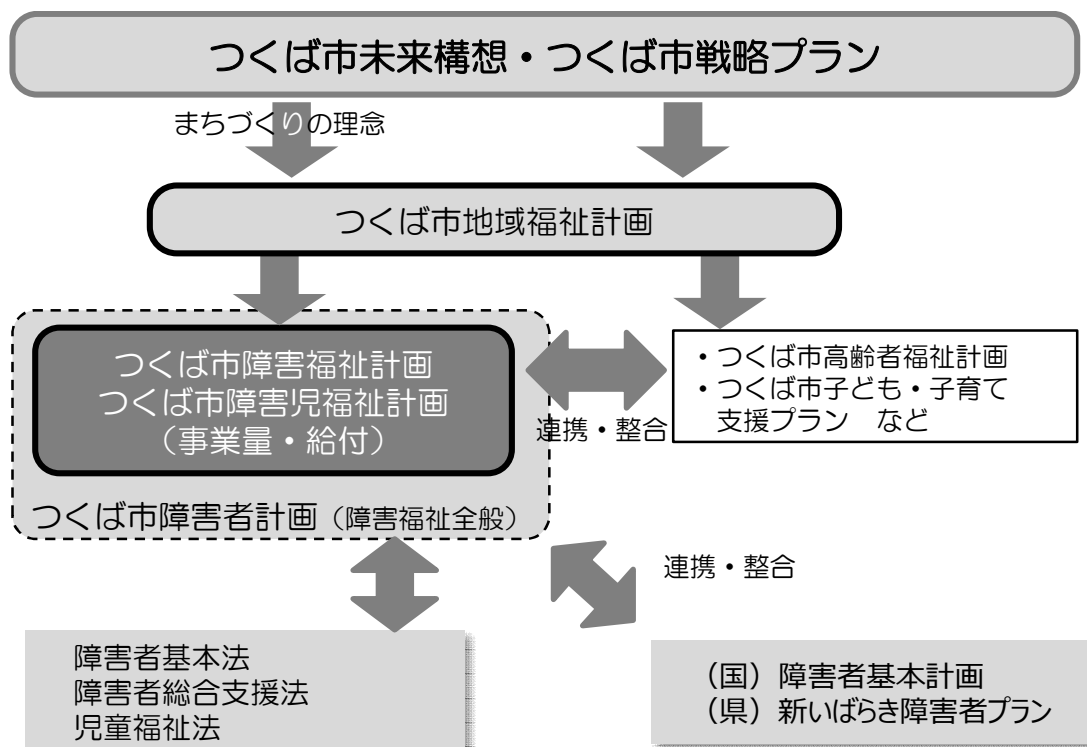
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」である「つくば市障害者計画」を踏まえ、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
つくば市障害福祉計画 (第 5 期)	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
つくば市障害児福祉計画 (第 1 期)	児童福祉法 第 33 条の 20	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

障害のある人のための施策に関する包括的な計画である「つくば市障害者計画」のうち、主に「生活支援」の分野にあたる施策を網羅したものが本「つくば市障害福祉計画」及び「つくば市障害児福祉計画」です。

また、本計画は、下図で示すように、国及び茨城県それぞれが策定した関連計画や、「つくば市未来構想」を頂点とし、「つくば市地域福祉計画」を上位計画とする福祉の個別計画等との整合・連携を図るとともに、つくば市が取り組むべき今後の障害福祉サービス等の施策の基本方向を定め、同時に、関連する企業や各種団体等との連携を図るための指針となるものです。



第3節 障害福祉計画の考え方

1 計画の基本理念

「つくば市障害福祉計画」及び「つくば市障害児福祉計画」は、障害児者に対する障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す計画であり、つくば市における障害のある人のための施策に関する基本計画である「つくば市障害者計画」の実施計画にあたります。

従って、「つくば市障害者計画」とともに、その基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方に裏打ちされた「完全参加と平等」を目指すことを本計画の基本理念とします。

2 計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、国が基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）を示しています。本計画は、これらの指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、つくば市の障害のある人の自立への施策を展開していきます。

（1）自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障害児に対する障害福祉サービスの制度の一元化と充実を引き続き図るとともに、茨城県の適切な支援等を通じ、他地域との均衡を図ります。

（3）地域生活への移行や継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

今後の障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の拠点づくりを進めます。また、拠点整備と合わせ相談支援を中心に、卒業、就職、親元からの自立等、生活環境の変化の節目を見据えた中長期的な支援、更に精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に係る取組、更に専門的な支援を必要とする人に対して、関連する分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から身近な施設で支援できるように、障害の種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、茨城県の適切な支援等を通じ、他地域との支援の均衡を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援の提供体制の構築を図ります。

3 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3カ年を1期として策定を行うことが義務づけられており、「つくば市障害福祉計画（第5期）」及び「つくば市障害児福祉計画（第1期）」は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度が計画期間となります。

平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
第2次つくば市障害者計画										
(前期計画)						(後期計画)				
	見直し	つくば市障害福祉計画 (第3期)								
				見直し	つくば市障害福祉計画 (第4期)					
							見直し	つくば市障害福祉計画 (第5期) つくば市障害児福祉計画 (第1期)		

4 計画の策定体制

本計画では、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を踏まえ計画に反映させることを基本として、以下の体制により策定を行いました。

(1) つくば市障害者計画策定懇談会の設置

本計画に関する施策は、行政のみならず、地域全体で障害のある人を支える力を高める観点から、さまざまな団体や組織、そして市民の参加が不可欠です。

本市では、つくば市障害者計画策定懇談会を設置し、計画の策定に向け内容の審議や協議を重ねました。

(2) 障害のある人のニーズの把握

本計画の施策やサービスの実行性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障害のある人やその家族、関係団体の意見やニーズを把握するためにアンケート調査やヒアリング調査を実施しました。

(3) つくば市障害者自立支援懇談会からの意見の受領

障害者総合支援法第 88 条第 8 項において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ協議会（つくば市においては、障害者自立支援懇談会）の意見を聴くように努めることと定められています。

本計画策定にあたっては、懇談会からの意見を参考として、施策策定作業を進めました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、アンケート調査の補完と、障害福祉サービスや障害福祉・障害児福祉の周知及び理解の促進を図るとともに、計画及び計画に盛り込まれる施策について市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図りました。

5 計画の推進体制

本計画の推進体制としては、「第2次つくば市障害者計画後期計画」の推進体制を継承し、障害者総合支援法に基づく協議会（つくば市障害者自立支援懇談会）と連携しながら推進を図ります。また、事業の推進状況については、つくば市障害者計画策定懇談会に毎年度報告します。

地域生活への移行など、制度や財政の面で本市単独での対応が困難なものに関しては、国や茨城県に対して支援を働きかけていきます。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

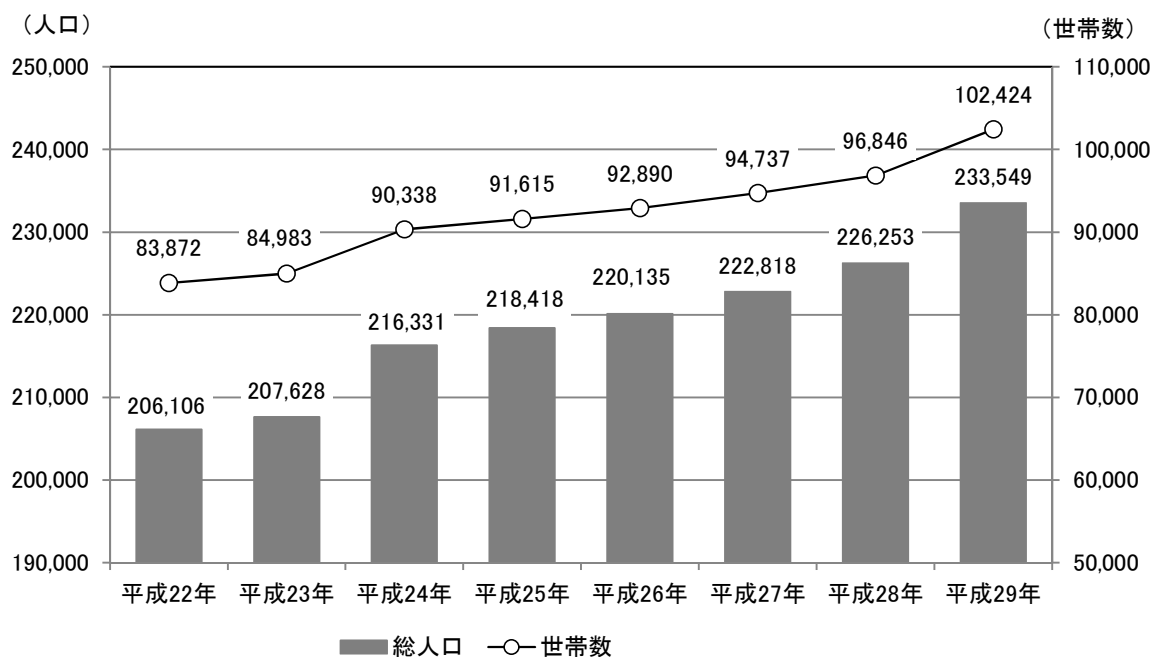
第2章 障害児・障害者等を取り巻く状況

第1節 つくば市の現状

1 人口・世帯数の推移

つくば市の人口と世帯数については、増加の傾向が続いています。平成29年には人口が233,549人、世帯数は102,424世帯となり、5年間で人口は17,218人、世帯数は12,086世帯増加しました。

【人口と世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

第2節 障害児・障害者等の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は、大きな増減はありません。障害の種類別では、肢体不自由の方が減少していますが、それでも全体の半数近くを占めています。

(単位:人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚	1 級	93	98	102	105
	2 級	87	90	89	92
	3 級	22	18	17	18
	4 級	22	26	25	27
	5 級	49	54	54	54
	6 級	19	18	17	16
	合計	292	304	304	312
聴覚・平衡	1 級	0	0	0	0
	2 級	128	128	135	142
	3 級	74	69	66	63
	4 級	68	69	66	73
	5 級	1	1	1	1
	6 級	153	164	168	172
	合計	424	431	436	451
音声・言語・そしゃく	1 級	0	0	0	0
	2 級	0	0	0	2
	3 級	27	27	31	32
	4 級	15	15	15	14
	5 級	0	0	0	0
	6 級	0	0	0	0
	合計	42	42	46	48
肢体不自由	1 級	359	342	321	325
	2 級	684	660	621	604
	3 級	627	609	617	593
	4 級	646	636	633	616
	5 級	199	201	190	190
	6 級	101	107	114	119
	合計	2,616	2,555	2,496	2,447
内部 ※心臓・じん臓・呼吸器・肝臓・ ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト 免疫不全ウイルスによる免疫 の各機能障害	1 級	1,094	1,121	1,161	1,179
	2 級	17	14	14	20
	3 級	197	212	205	216
	4 級	242	260	256	256
	5 級	0	0	0	0
	6 級	0	0	0	0
	合計	1,550	1,607	1,636	1,671
合計	1 級	1,546	1,561	1,584	1,609
	2 級	916	892	859	860
	3 級	947	935	936	922
	4 級	993	1,006	995	986
	5 級	249	256	245	245
	6 級	273	289	299	307
	合計	4,924	4,939	4,918	4,929

各年度4月1日現在

(2) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は増加傾向となっています。特に、18歳以上で「C」の方は大きく増加しています。

(単位：人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
18 歳未満	㊦	82	69	75	75
	A	81	83	83	86
	B	97	88	87	97
	C	118	124	140	136
	合計	378	364	385	394
18 歳以上	㊦	170	187	194	199
	A	187	200	203	207
	B	175	187	193	201
	C	122	134	149	177
	合計	654	708	739	784
合計	㊦	252	256	269	274
	A	268	283	286	293
	B	272	275	280	298
	C	240	258	289	313
	合計	1,032	1,072	1,124	1,178

各年度4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々大きく増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数も大きく伸びています。

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 級	85	87	84	91
2 級	424	458	493	535
3 級	270	287	351	423
合計	779	832	928	1,049

各年度 4 月 1 日現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (単位：人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1,708	1,796	1,950	2,128

各年度 4 月 1 日現在

2 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は増加の傾向が続いており、平成 29 年度には 1,396 人と平成 26 年度からの 3 年間で 412 人増加しました。

指定難病特定医療費受給者 (単位：人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
984	1,115	1,227	1,396

各年度 4 月 1 日現在

3 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分については、平成 29 年度では 8 月までの 5 か月間で 92 人の認定のうち、最も重度の「区分 6」の人が 38 人となっています。

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
非該当	0	0	0	0
区分 1	5	12	6	1
区分 2	52	62	56	22
区分 3	42	51	32	13
区分 4	30	55	38	13
区分 5	29	33	41	5
区分 6	63	49	56	38
合計	221	262	229	92

各年度 3 月 31 日現在 平成 29 年度は 8 月末までの数値

4 障害のある児童・生徒の状況

障害のある児童・生徒の数は増加の傾向が続いています。特に情緒学級では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて小学校で 92 人 (36.1%)、中学校で 52 人 (73.2%) 増加しました。

公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数の推移

(単位:学級, 人)

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的	小学校	20	71	21	73	21	81	23	88
	中学校	13	41	14	45	14	47	13	47
	計	33	112	35	118	35	128	36	135
情緒	小学校	45	255	49	273	54	314	58	347
	中学校	17	71	20	95	21	105	24	123
	計	62	326	69	368	75	419	82	470
合計	小学校	65	326	70	346	75	395	81	435
	中学校	30	112	34	140	35	152	37	170
	計	95	438	104	486	110	547	118	605

5 特別支援学校の卒業生及び進路状況

平成 28 年度の茨城県立つくば特別支援学校中等部の卒業生数は 35 人で、全員が高等部へ進学しています。

高等部の卒業生数は 35 人で、そのうち就労が 9 人、日中活動系サービスが 20 人となっています。

【茨城県立つくば特別支援学校 進路状況】

●知的障害教育部門

(単位:人)

		中等部			高等部		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
進学	大学・専門学校						
	専攻科						
	特別支援学校高等部	23(23)	32(32)	24(24)			
	その他の高等学校						
就労	一般事業所				8(8)	6(6)	7(6)
	その他(就労継続支援 A 型を含む)				2(2)	3(3)	1(1)
訓練校							
障害福祉 サービス	施設入所				1(1)	6(6)	2(2)
	グループホーム				2(2)	2(2)	1(1)
	日中系サービス				21(21)	18(18)	11(11)
地域活動支援センター (つくば市福祉支援センター等)					4(4)	1(1)	2(2)
在宅					5(5)	1(1)	1(1)
その他							1(0)
合計		23(23)	32(32)	24(24)	43(43)	37(37)	26(25)
卒業生数					42 人	35 人	25 人

()内の数値は、つくば市民

※合計と卒業生数が違うのは、グループホームを居住地として一般事業所へ通っている卒業生がいるため

●肢体不自由教育部門

(単位:人)

		中等部			高等部		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
進学	大学・専門学校						
	専攻科						
	特別支援学校高等部	12(4)	12(4)	11(3)			
	その他の高等学校						
就労	一般事業所				2(2)	0(0)	1(0)
	その他(就労継続支援 A 型を含む)						
訓練校							
障害福祉 サービス	施設入所						
	グループホーム				1(1)	0(0)	0(0)
	日中系サービス				8(6)	8(4)	9(2)
地域活動支援センター(つくば市福祉センター等)					1(1)	1(0)	0(0)
在宅					1(1)	0(0)	0(0)
その他							
合計		12(4)	12(4)	11(3)	13(11)	9(4)	10(2)
卒業生数					12人	9人	10人

()内の数値は、つくば市民

※合計と卒業生数が違うのは、グループホームを居住地として一般事業所へ通っている卒業生がいるため

第3節 アンケート及びヒアリング結果から見える状況

1 障害福祉に関するアンケート

「つくば市障害福祉計画（第5期）」及び「つくば市障害児福祉計画（第1期）」策定にあたり、基礎資料となる市民の皆さまの障害福祉サービスの利用実態や障害福祉に関する意識・意向などを把握するために、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

（1）調査の概要

対象者	市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受給している方から、無作為で抽出した 1,600 名の方	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成 29 年 7 月 24 日（月）～平成 29 年 8 月 7 日（月）	
回収状況	調査対象者数 (a)	1,600
	有効回答者数 (b)	647
	有効回答率 (b/a)	40.4%

(2) 主な調査結果

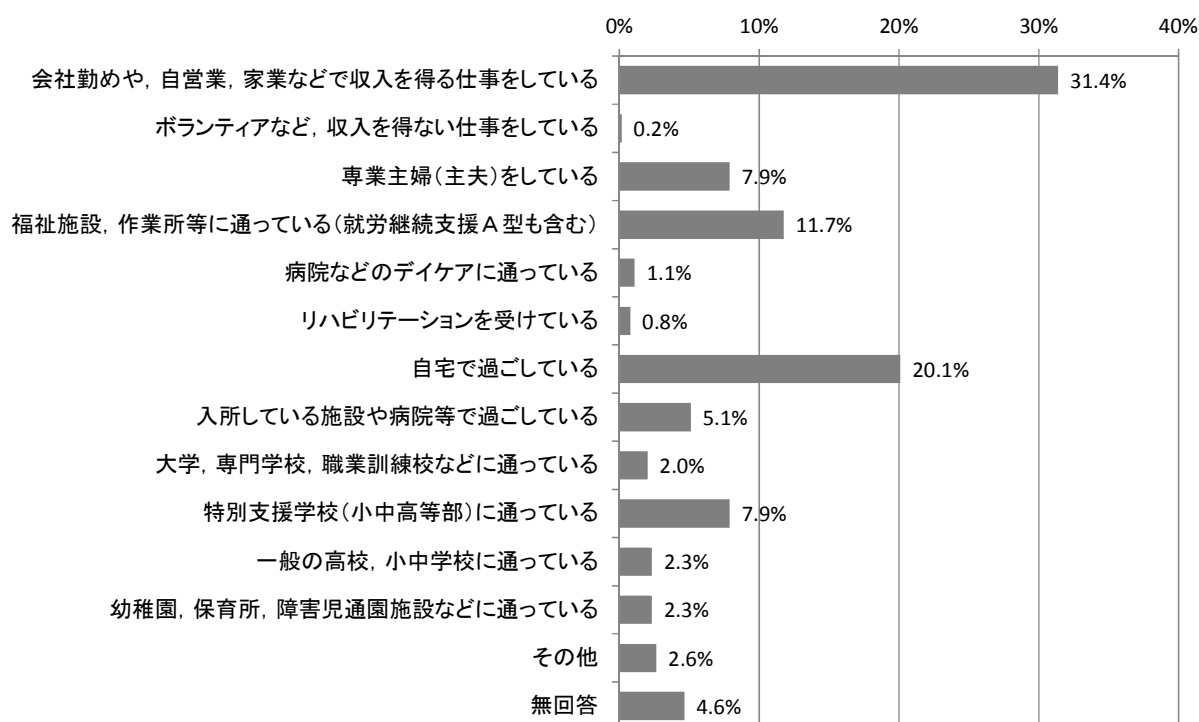
①日常生活について

【平日の日中の過ごし方】

平日の日中の過ごし方では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が31.4%と最も多く、次いで「自宅で過ごしている」が20.1%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が11.7%となっています。

障害別でみると、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の項目で多いのは、「身体障害者手帳」、「難病（特定疾患）」のある人で、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」の項目では、「療育手帳」、「発達障害」のある人となっています。

また、「自宅で過ごしている」の項目では、「精神障害者保健福祉手帳」、「高次脳機能障害」のある人が多くなっています。



■障害別

	回答者数	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている
全体	647	203 31.4%	1 0.2%	51 7.9%	76 11.7%	7 1.1%	5 0.8%	130 20.1%
身体障害者手帳	414	142 34.3%	1 0.2%	35 8.5%	31 7.5%	4 1.0%	5 1.2%	89 21.5%
療育手帳	173	17 9.8%	0 0.0%	0 0.0%	54 31.2%	0 0.0%	2 1.2%	12 6.9%
精神障害者保健福祉手帳	123	28 22.8%	0 0.0%	5 4.1%	17 13.8%	4 3.3%	0 0.0%	41 33.3%
難病(特定疾患)	99	40 40.4%	0 0.0%	16 16.2%	3 3.0%	0 0.0%	1 1.0%	25 25.3%
発達障害	112	15 13.4%	0 0.0%	0 0.0%	32 28.6%	2 1.8%	0 0.0%	8 7.1%
高次脳機能障害	36	7 19.4%	0 0.0%	0 0.0%	5 13.9%	1 2.8%	0 0.0%	12 33.3%

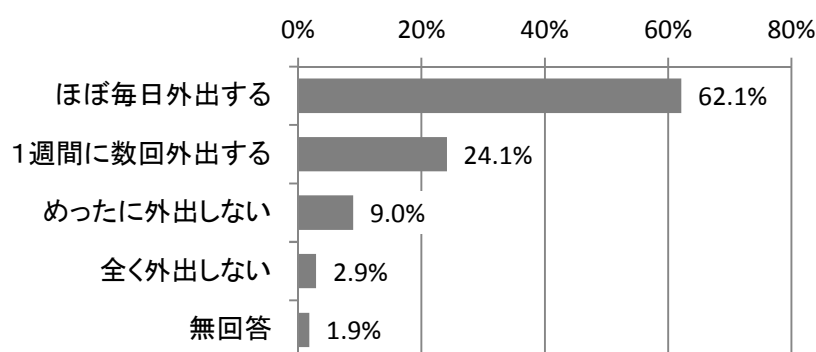
	回答者数	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校(小中高等部)に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	その他	無回答
全体	647	33 5.1%	13 2.0%	51 7.9%	15 2.3%	15 2.3%	17 2.6%	30 4.6%
身体障害者手帳	414	26 6.3%	8 1.9%	28 6.8%	6 1.4%	9 2.2%	9 2.2%	21 5.1%
療育手帳	173	12 6.9%	2 1.2%	43 24.9%	7 4.0%	11 6.4%	5 2.9%	8 4.6%
精神障害者保健福祉手帳	123	11 8.9%	2 1.6%	2 1.6%	4 3.3%	0 0.0%	4 3.3%	5 4.1%
難病(特定疾患)	99	3 3.0%	1 1.0%	5 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.0%	3 3.0%
発達障害	112	5 4.5%	3 2.7%	24 21.4%	10 8.9%	5 4.5%	4 3.6%	4 3.6%
高次脳機能障害	36	7 19.4%	0 0.0%	1 2.8%	2 5.6%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%

◎1位:白字 2位太字

【外出の頻度】

1週間の外出の頻度では、「ほぼ毎日外出する」が62.1%と最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が24.1%、「めったに外出しない」が9.0%となっています。

障害別でも、すべての種別で「ほぼ毎日外出する」という項目が1位となっていますが、「療育手帳」と「発達障害」の人は特に7割を超える高い回答である一方、「高次脳機能障害」の人では36.1%に留まっています。



■ 障害別

	回答者数	ほぼ毎日 外出する	1週間に数 回外出する	めったに 外出しない	全く外出 しない	無回答
全体	647	402 62.1%	156 24.1%	58 9.0%	19 2.9%	12 1.9%
身体障害者手帳	414	249 60.1%	103 24.9%	37 8.9%	16 3.9%	9 2.2%
療育手帳	173	132 76.3%	22 12.7%	11 6.4%	5 2.9%	3 1.7%
精神障害者保健福祉手帳	123	63 51.2%	38 30.9%	17 13.8%	3 2.4%	2 1.6%
難病(特定疾患)	99	59 59.6%	30 30.3%	7 7.1%	2 2.0%	1 1.0%
発達障害	112	86 76.8%	15 13.4%	5 4.5%	4 3.6%	2 1.8%
高次脳機能障害	36	13 36.1%	10 27.8%	5 13.9%	6 16.7%	2 5.6%

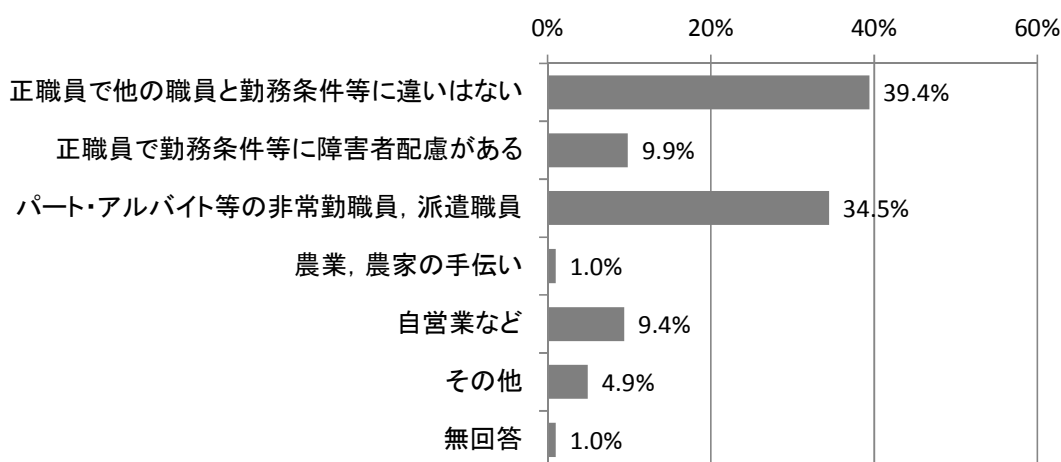
◎1位:白字 2位太字

②就労状況

【勤務形態（就労している人）】

就労形態では、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 39.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員，派遣職員」が 34.5%となっています。

障害別でみると、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の項目で多いのは、「身体障害者手帳」，「難病（特定疾患）」の人で、「パート・アルバイト等の非常勤職員，派遣職員」の項目では、「療育手帳」，「精神障害者保健福祉手帳」，「発達障害」，「高次脳機能障害」の人が多くなっています。



■障害別

	回答者数	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員で勤務条件等に障害者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員，派遣職員	農業，農家の手伝い	自営業など	その他	無回答
全体	203	80 39.4%	20 9.9%	70 34.5%	2 1.0%	19 9.4%	10 4.9%	2 1.0%
身体障害者手帳	142	65 45.8%	15 10.6%	37 26.1%	1 0.7%	16 11.3%	6 4.2%	2 1.4%
療育手帳	17	1 5.9%	3 17.6%	11 64.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	1 5.9%
精神障害者保健福祉手帳	28	3 10.7%	4 14.3%	14 50.0%	0 0.0%	1 3.6%	6 21.4%	0 0.0%
難病（特定疾患）	40	19 47.5%	2 5.0%	14 35.0%	0 0.0%	4 10.0%	1 2.5%	0 0.0%
発達障害	15	1 6.7%	1 6.7%	11 73.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	1 6.7%
高次脳機能障害	7	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%

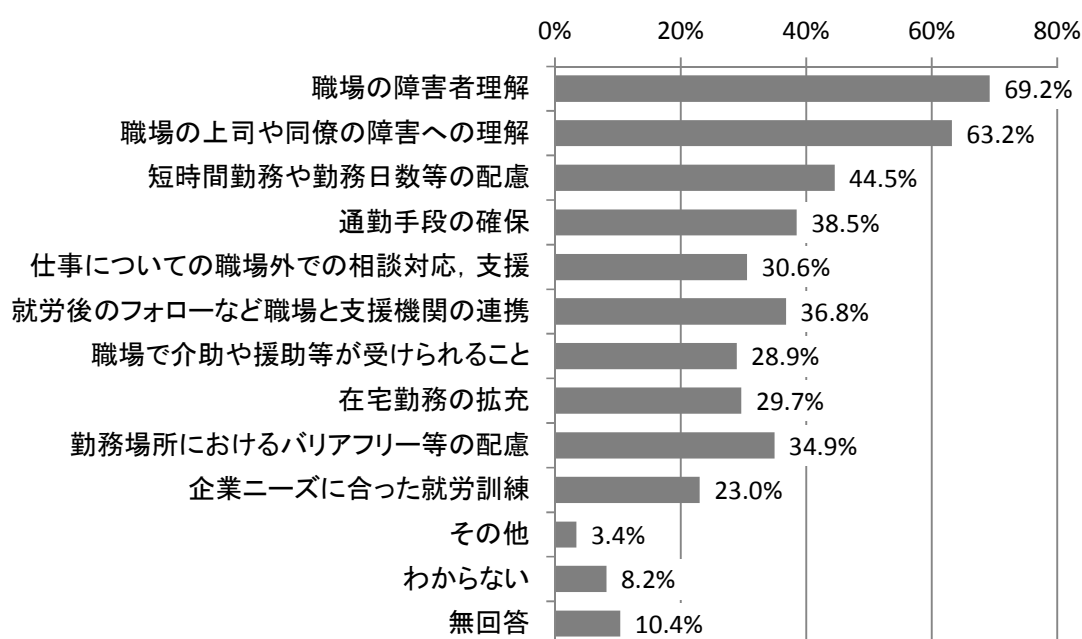
◎1位：白字 2位太字

【就労支援で必要なこと】（複数回答）

障害のある人が就労するために必要な支援では、「職場の障害者理解」が69.2%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚の障害への理解」が63.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が44.5%となっています。

障害別でも、「高次脳機能障害」を除くすべての種別の人々が、「職場の障害者理解」を第1位に、また、「職場の上司や同僚の障害への理解」を第2位に挙げています。

「高次脳機能障害」の人では、第1位が「職場の上司や同僚の障害への理解」、第2位が「職場の障害者理解」です。



■ 障害別

	回答者数	職場の障害者理解	職場の上司や同僚の障害への理解	短時間勤務や勤務日数等の配慮	通勤手段の確保	仕事についての職場外での相談対応、支援	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	職場で介助や援助等が受けられること
全体	647	448 69.2%	409 63.2%	288 44.5%	249 38.5%	198 30.6%	238 36.8%	187 28.9%
身体障害者手帳	414	277 66.9%	253 61.1%	174 42.0%	151 36.5%	109 26.3%	125 30.2%	120 29.0%
療育手帳	173	117 67.6%	108 62.4%	70 40.5%	96 55.5%	63 36.4%	93 53.8%	74 42.8%
精神障害者保健福祉手帳	123	85 69.1%	82 66.7%	59 48.0%	39 31.7%	50 40.7%	56 45.5%	24 19.5%
難病(特定疾患)	99	71 71.7%	65 65.7%	56 56.6%	37 37.4%	26 26.3%	37 37.4%	25 25.3%
発達障害	112	83 74.1%	81 72.3%	44 39.3%	56 50.0%	58 51.8%	66 58.9%	43 38.4%
高次脳機能障害	36	19 52.8%	22 61.1%	12 33.3%	12 33.3%	8 22.2%	9 25.0%	13 36.1%

	回答者数	在宅勤務の拡充	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	企業ニーズに合った就労訓練	その他	わからない	無回答
全体	647	192 29.7%	226 34.9%	149 23.0%	22 3.4%	53 8.2%	67 10.4%
身体障害者手帳	414	124 30.0%	170 41.1%	86 20.8%	16 3.9%	36 8.7%	47 11.4%
療育手帳	173	36 20.8%	54 31.2%	53 30.6%	5 2.9%	23 13.3%	14 8.1%
精神障害者保健福祉手帳	123	39 31.7%	21 17.1%	35 28.5%	5 4.1%	9 7.3%	14 11.4%
難病(特定疾患)	99	37 37.4%	44 44.4%	16 16.2%	2 2.0%	5 5.1%	13 13.1%
発達障害	112	26 23.2%	26 23.2%	35 31.3%	2 1.8%	9 8.0%	10 8.9%
高次脳機能障害	36	6 16.7%	11 30.6%	7 19.4%	1 2.8%	7 19.4%	5 13.9%

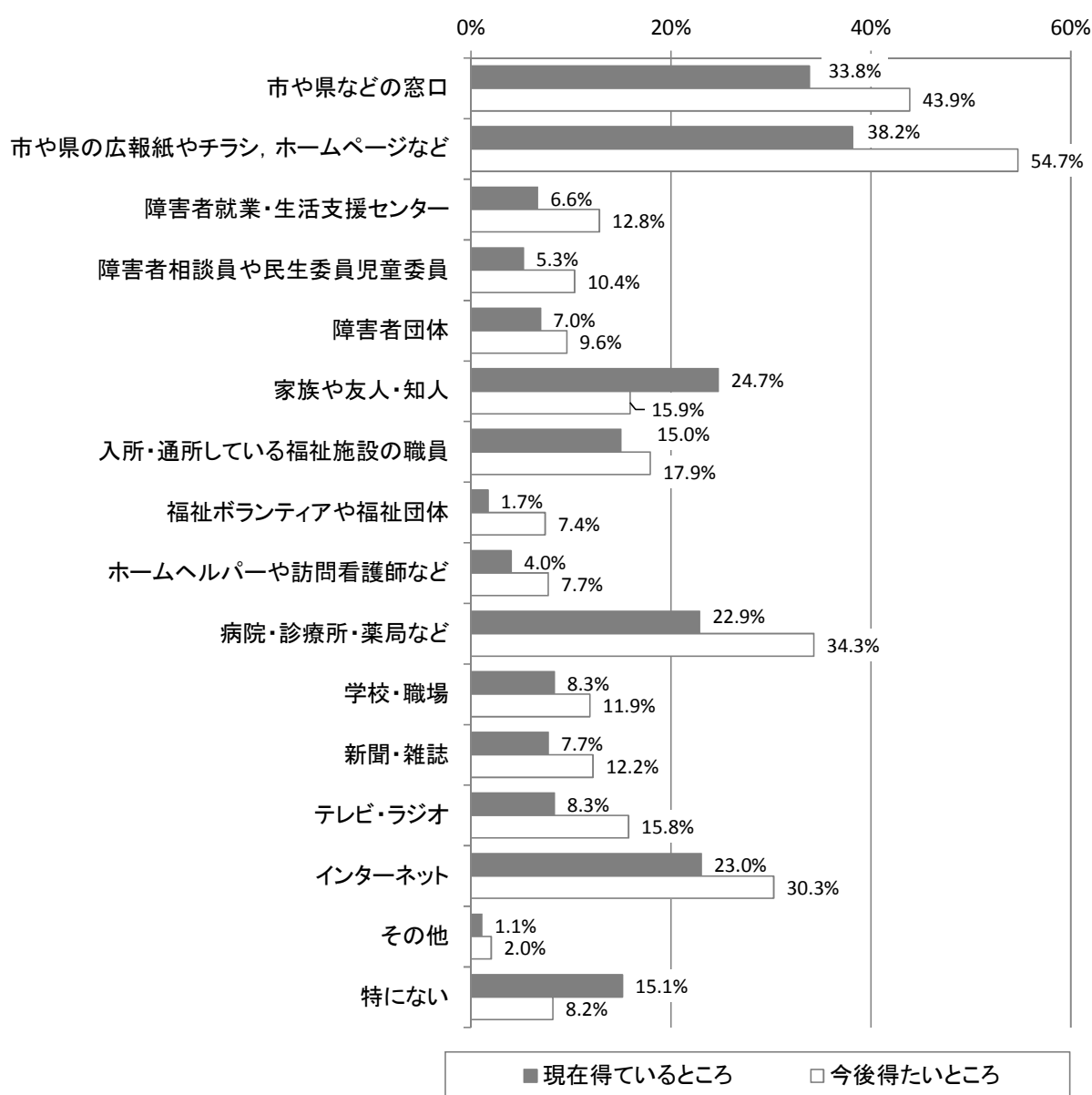
◎1位: 白字 2位太字

③障害福祉サービスについて

【サービスの情報を現在得ているところと今後得たいところ】（複数回答）

福祉サービスや福祉制度の情報を現在得ているところでは、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」が38.2%と最も多く、次いで「市や県などの窓口」が33.8%、「家族や友人・知人」が24.7%、「インターネット」が23.0%、「病院・診療所・薬局など」が22.9%となっています。

また、情報を今後どこから得たいかでは、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」が54.7%と最も多く、次いで「市や県などの窓口」が43.9%、「病院・診療所・薬局など」が34.3%となっています。

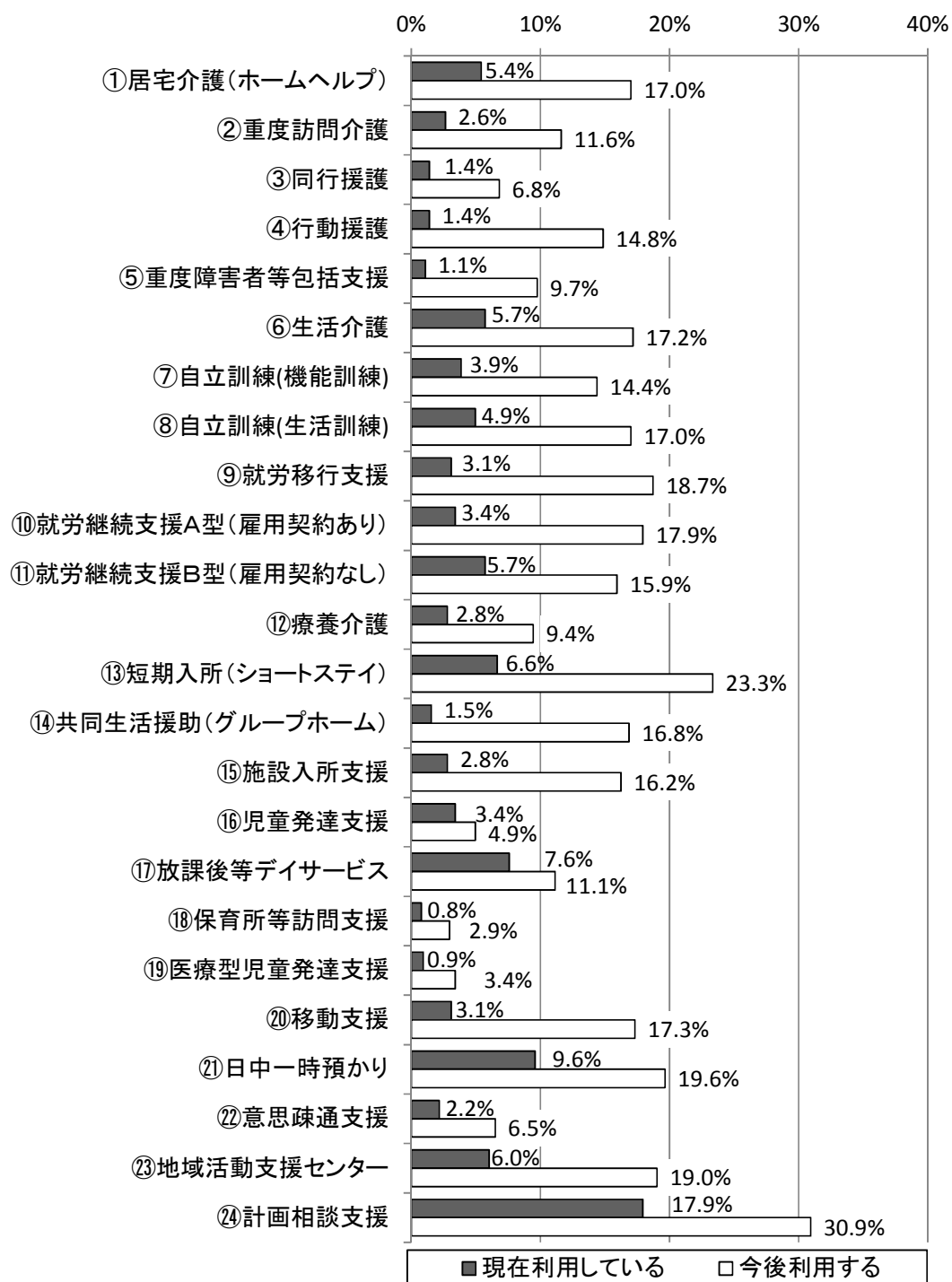


(回答者数：647)

【現在利用しているサービスと今後利用すると考えるサービス】（複数回答）

現在利用しているサービスで多いのは、「②④計画相談支援」（17.9%）、「②①日中一時預かり」（9.6%）、「②①⑦放課後等デイサービス」（7.6%）となっています。

今後利用すると考えるサービスで多いのは、「②④計画相談支援」（30.9%）、「②⑬短期入所（ショートステイ）」（23.3%）、「②①日中一時預かり」（19.6%）、「②③地域活動支援センター」（19.0%）などとなっています。

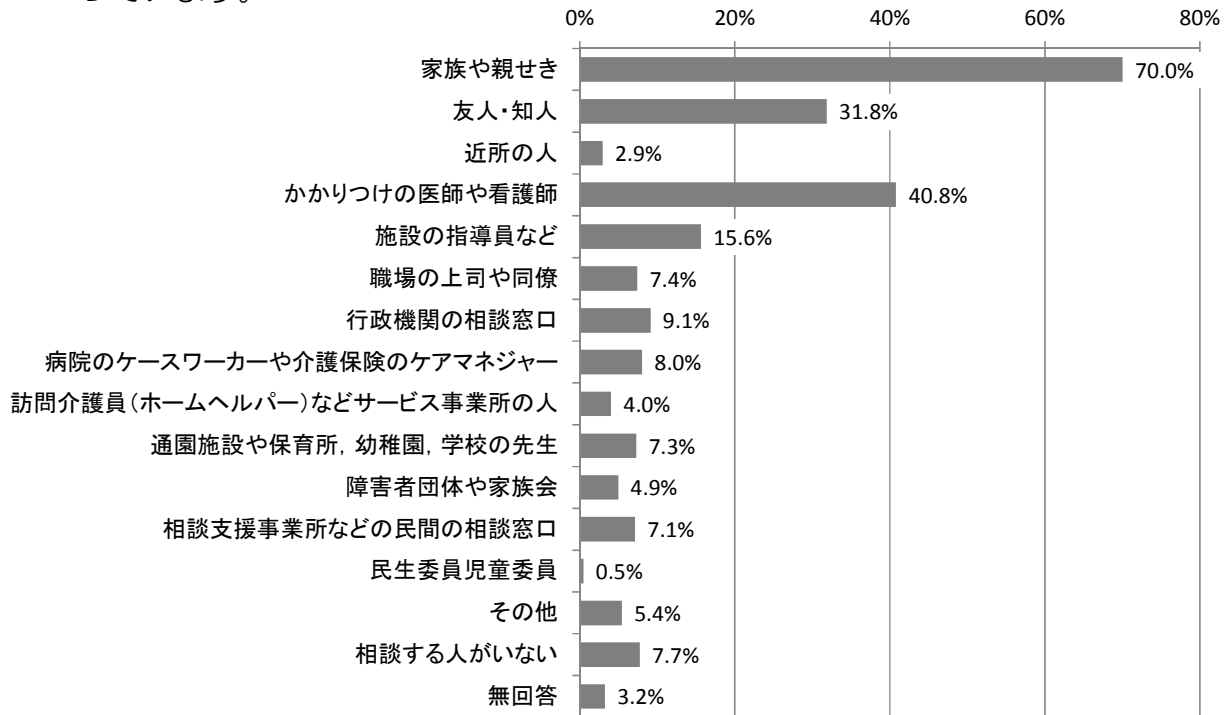


(回答者数：647)

④相談等について

【日常生活の中で困っていることや悩みの相談先】（複数回答）

困っていることや悩みの相談先では、「家族や親せき」が70.0%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が40.8%、「友人・知人」が31.8%となっています。

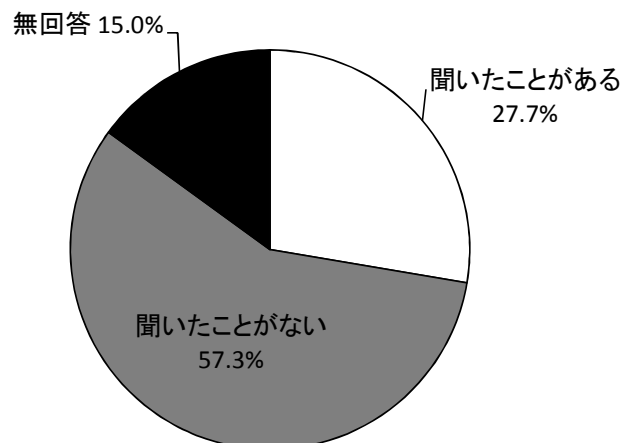


(回答者数：647)

⑤児童発達支援センターについて

【児童発達支援センターの認知度】

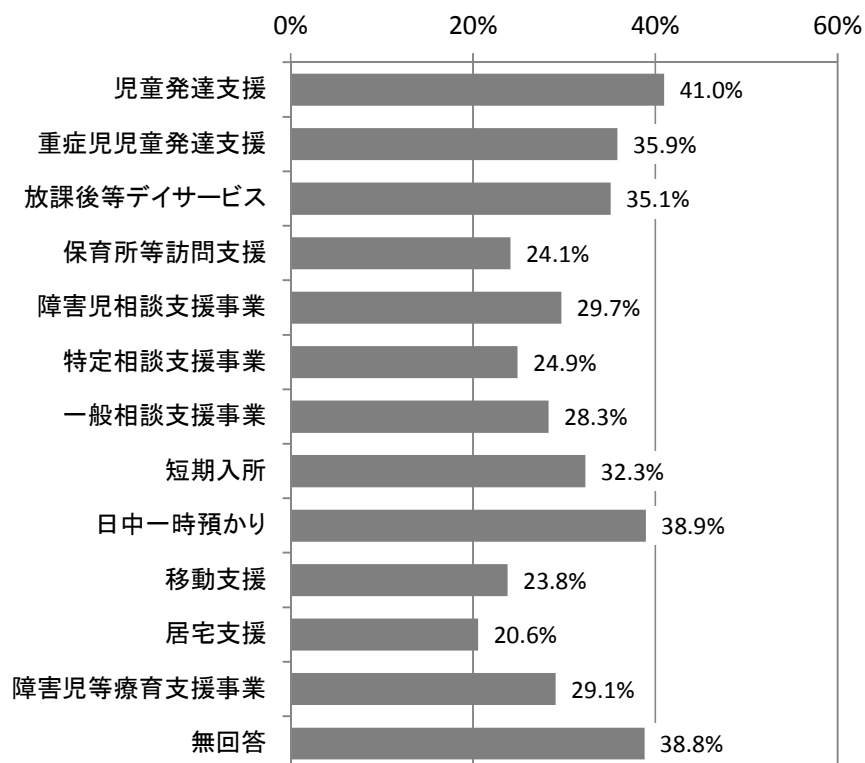
児童発達支援センターについて「聞いたことがある」は27.7%に留まり、半数以上の人はまだ児童発達支援センターを「聞いたことがない」と回答しています。



(回答者数：647)

【児童発達支援センターに希望するサービス】（複数回答）

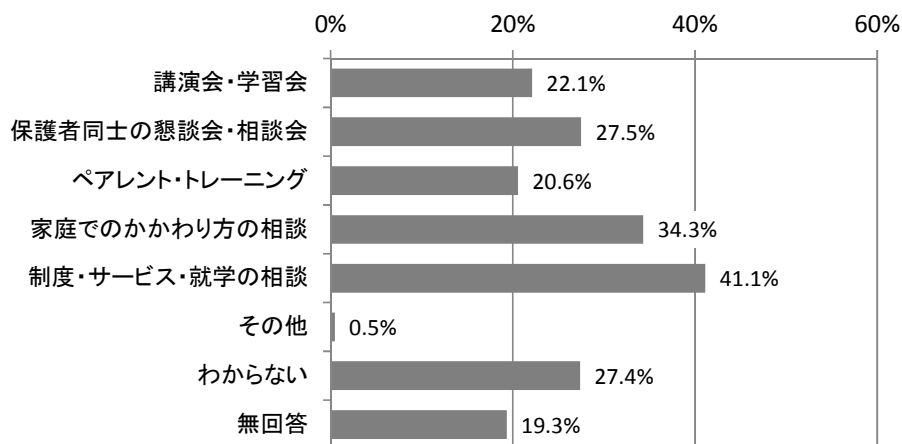
希望するサービスでは、「児童発達支援」が 41.0%と最も多く、次いで「日中一時預かり」が 38.9%、「重症児児童発達支援」が 35.9%、「放課後等デイサービス」が 35.1%、「短期入所」が 32.3%となっています。



(回答者数：647)

【児童発達支援センターに希望する保護者支援】（複数回答）

希望する保護者支援では、「制度・サービス・就学の相談」が 41.1%と最も多く、次いで「家庭でのかかわり方の相談」が 34.3%、「保護者同士の懇談会・相談会」が 27.5%となっています。



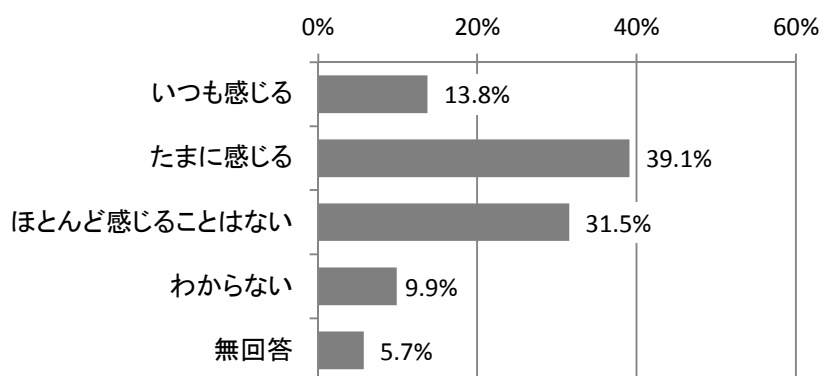
(回答者数：647)

⑥権利擁護等について

【差別等を感じる頻度】

障害があることで嫌な思いや差別を「たまに感じる」方が39.1%と最も多く、「いつも感じる」と合わせると5割を越える方が感じると回答しています。

一方、3割を越える方が「ほとんど感じることはない」と回答しています。障害別でみると、「いつも感じる」との回答が多いのは、「発達障害」(23.2%)、「療育手帳」(19.7%)の方などとなっています。



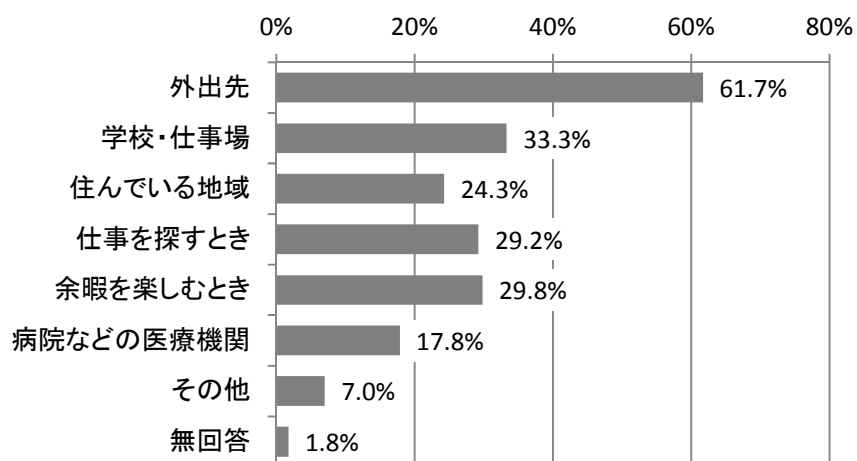
■障害別

	回答者数	いつも感じる	たまに感じる	ほとんど感じることはない	わからない	無回答
全体	647	89 13.8%	253 39.1%	204 31.5%	64 9.9%	37 5.7%
身体障害者手帳	414	52 12.6%	166 40.1%	134 32.4%	35 8.5%	27 6.5%
療育手帳	173	34 19.7%	84 48.6%	33 19.1%	17 9.8%	5 2.9%
精神障害者保健福祉手帳	123	23 18.7%	46 37.4%	36 29.3%	11 8.9%	7 5.7%
難病(特定疾患)	99	6 6.1%	30 30.3%	40 40.4%	15 15.2%	8 8.1%
発達障害	112	26 23.2%	51 45.5%	19 17.0%	13 11.6%	3 2.7%
高次脳機能障害	36	7 19.4%	10 27.8%	9 25.0%	5 13.9%	5 13.9%

◎1位:白字 2位太字

【差別等を感じる場面（差別をいつも感じる、たまに感じる人）】（複数回答）

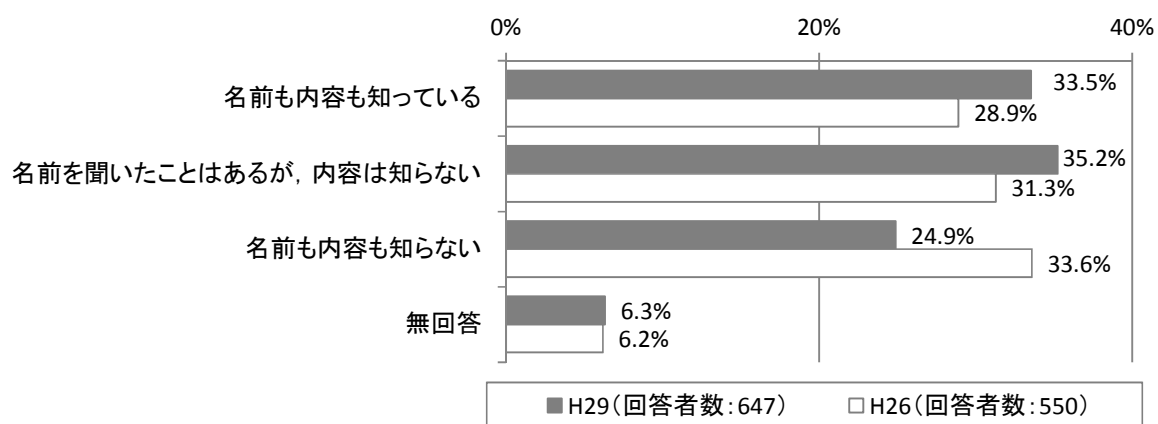
障害があることで嫌な思いをしたり，差別を感じた場所では，「外出先」が61.7%が最も多く，次いで「学校・仕事場」が33.3%，「余暇を楽しむとき」が29.8%，「仕事を探すとき」が29.2%となっています。



（回答者数：342）

【成年後見制度の認知度】

成年後見制度について知っているかでは，「名前も内容も知っている」が33.5%，「名前を聞いたことはあるが，内容は知らない」が35.2%，「名前も内容も知らない」が24.9%となっています。平成26年の調査結果と比較すると，認知度は高くなってきています。

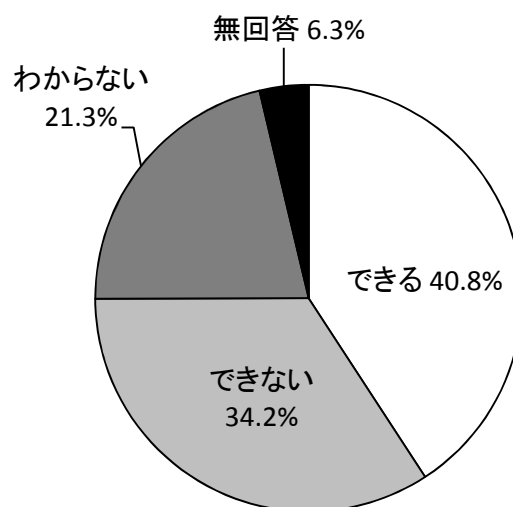


⑦災害時の対応について

【一人で避難できるか】

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が40.8%、「できない」が34.2%、「わからない」が21.3%となっています。

障害別でみると、「できる」の回答が多いのは、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病（特定疾患）」の方となっています。



■ 障害別

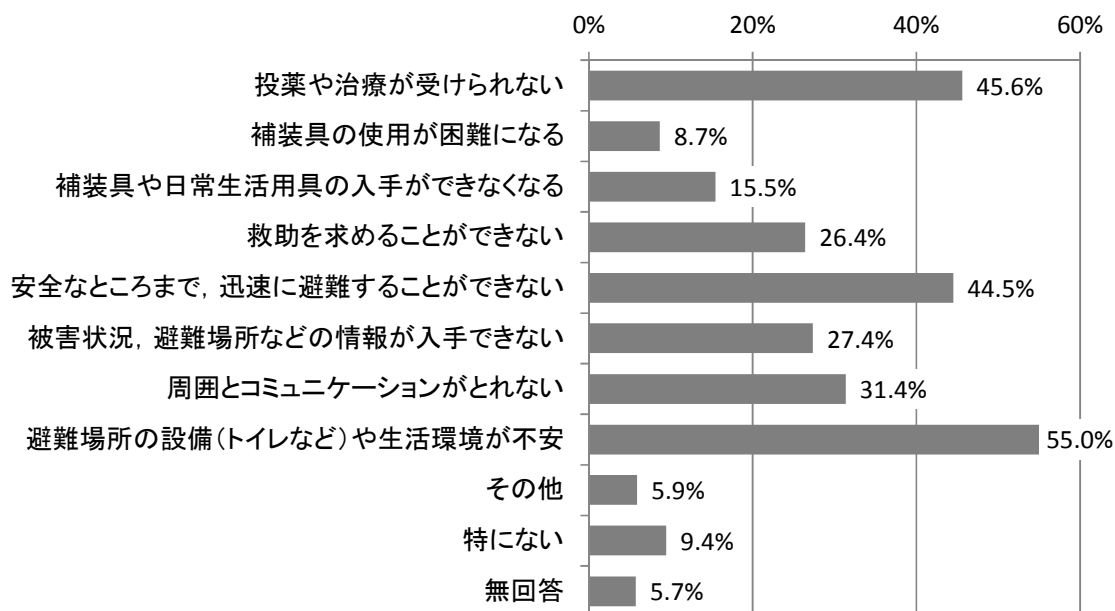
	回答者数	できる	できない	わからない	無回答
全体	647	264 40.8%	221 34.2%	138 21.3%	24 3.7%
身体障害者手帳	414	168 40.6%	151 36.5%	80 19.3%	15 3.6%
療育手帳	173	23 13.3%	112 64.7%	32 18.5%	6 3.5%
精神障害者保健福祉手帳	123	53 43.1%	25 20.3%	39 31.7%	6 4.9%
難病（特定疾患）	99	52 52.5%	26 26.3%	19 19.2%	2 2.0%
発達障害	112	26 23.2%	61 54.5%	22 19.6%	3 2.7%
高次脳機能障害	36	7 19.4%	20 55.6%	7 19.4%	2 5.6%

◎1位:白字 2位太字

【火事や地震等の災害時に困ることについて】（複数回答）

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が55.0%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が45.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が44.5%となっています。

障害別でみると、「投薬や治療が受けられない」の回答が多いのは、「精神障害者保健福祉手帳」、「高次脳機能障害」、「難病（特定疾患）」の方、「安全なところまで、迅速に避難することができない」では「療育手帳」、「高次脳機能障害」の方、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の回答では、「身体障害者手帳」、「発達障害」の方が多く回答しています。



■障害別

	回答者数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手がなくなる	救助を求めることができない	安全なところで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体	647	295 45.6%	56 8.7%	100 15.5%	171 26.4%	288 44.5%	177 27.4%
身体障害者手帳	414	177 42.8%	53 12.8%	85 20.5%	100 24.2%	195 47.1%	114 27.5%
療育手帳	173	70 40.5%	14 8.1%	29 16.8%	101 58.4%	113 65.3%	78 45.1%
精神障害者保健福祉手帳	123	83 67.5%	1 0.8%	14 11.4%	22 17.9%	43 35.0%	27 22.0%
難病(特定疾患)	99	63 63.6%	5 5.1%	9 9.1%	13 13.1%	32 32.3%	16 16.2%
発達障害	112	42 37.5%	5 4.5%	10 8.9%	53 47.3%	64 57.1%	42 37.5%
高次脳機能障害	36	18 50.0%	6 16.7%	11 30.6%	15 41.7%	23 63.9%	16 44.4%

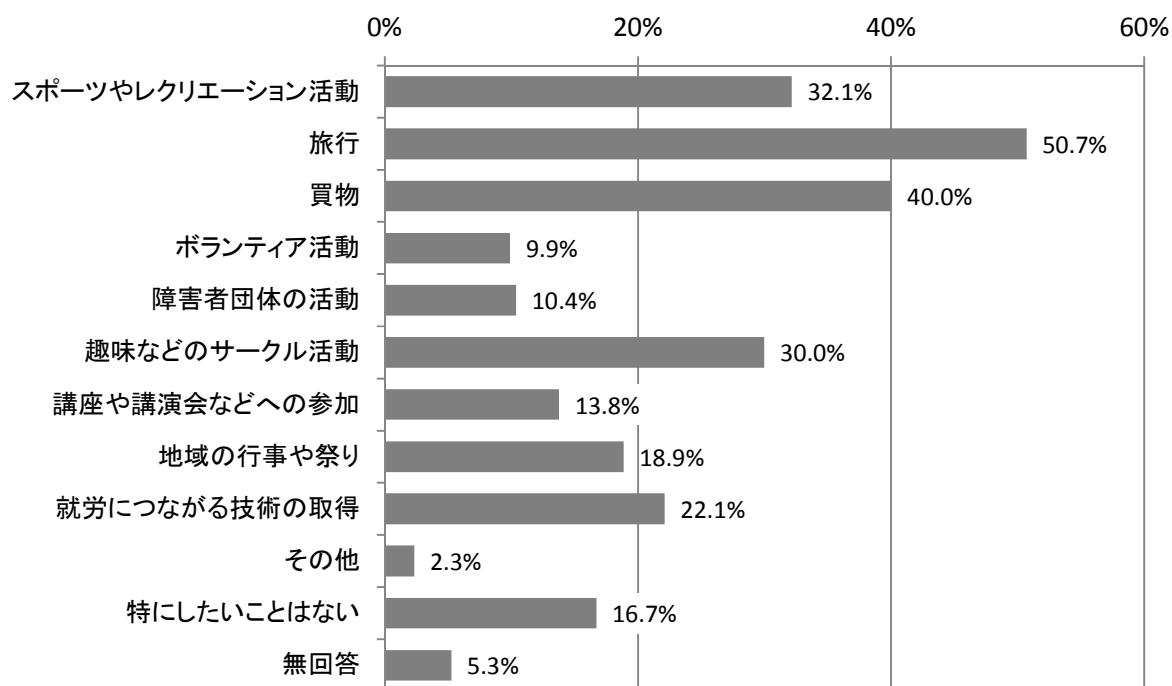
	回答者数	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	647	203 31.4%	356 55.0%	38 5.9%	61 9.4%	37 5.7%
身体障害者手帳	414	109 26.3%	224 54.1%	30 7.2%	40 9.7%	27 6.5%
療育手帳	173	99 57.2%	106 61.3%	14 8.1%	9 5.2%	9 5.2%
精神障害者保健福祉手帳	123	45 36.6%	71 57.7%	4 3.3%	7 5.7%	6 4.9%
難病(特定疾患)	99	12 12.1%	53 53.5%	6 6.1%	9 9.1%	7 7.1%
発達障害	112	63 56.3%	65 58.0%	8 7.1%	6 5.4%	3 2.7%
高次脳機能障害	36	18 50.0%	22 61.1%	2 5.6%	2 5.6%	5 13.9%

◎1位:白字 2位太字

⑧社会参加について

【今後したいこと】（複数回答）

今後どのような社会参加をしたいかでは、「旅行」が 50.7%と最も多く、次いで「買物」が 40.0%、「スポーツやレクリエーション活動」が 32.1%、「趣味などのサークル活動」が 30.0%となっています。

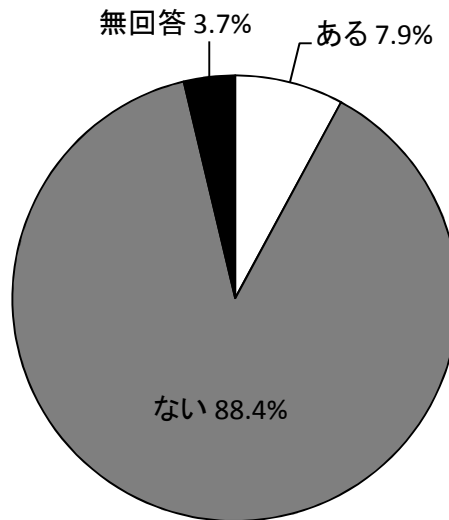


（回答者数：647）

⑨障害者福祉タクシー券について

【福祉タクシー券の利用経験の有無】

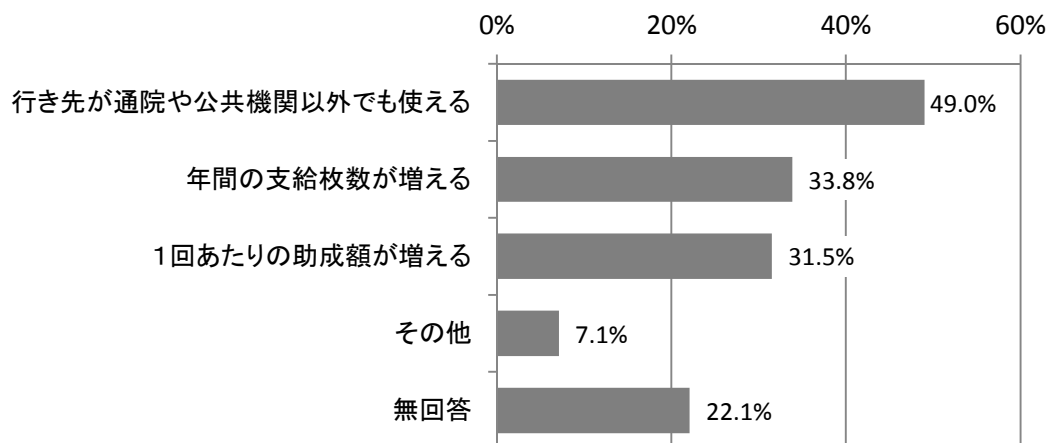
福祉タクシー券については、9割近くの方が利用したことが「ない」と回答しています。



(回答者数：647)

【福祉タクシー券についての要望】(複数回答)

今後の福祉タクシー券への要望では、「行き先が通院や公共機関以外でも使える」が49.0%と最も多く、次いで「年間の支給枚数が増える」が33.8%、「1回あたりの助成額が増える」が31.5%となっています。



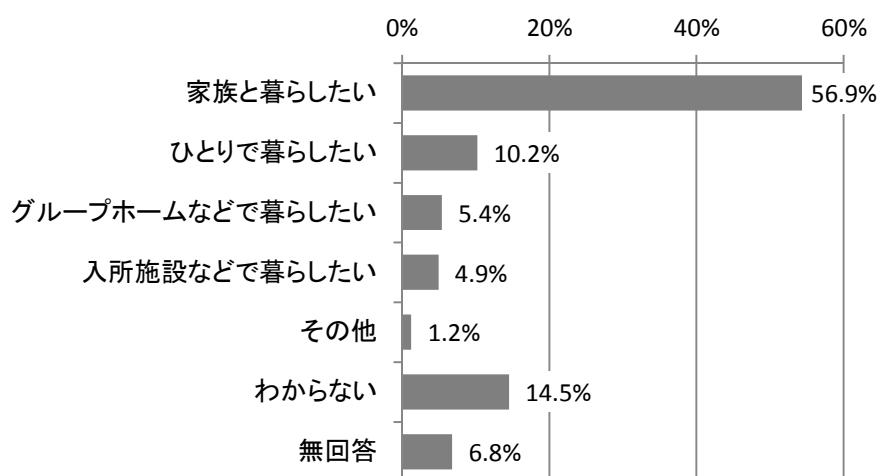
(回答者数：647)

⑩今後の生活について

【今後したい生活】

今後、どのような生活がしたいかでは、「家族と暮らしたい」が 56.9%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が 10.2%、「グループホームなどで暮らしたい」が 5.4%となっています。

障害別でみると、すべての種別で「家族と暮らしたい」が最も多くなっていますが、「療育手帳」と「発達障害」の方では、「グループホームなどで暮らしたい」が続いています。



■ 障害別

	回答者数	家族と暮らしたい	ひとりで暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	入所施設などで暮らしたい	その他	わからない	無回答
全体	647	368 56.9%	66 10.2%	35 5.4%	32 4.9%	8 1.2%	94 14.5%	44 6.8%
身体障害者手帳	414	246 59.4%	43 10.4%	11 2.7%	21 5.1%	7 1.7%	55 13.3%	31 7.5%
療育手帳	173	82 47.4%	6 3.5%	27 15.6%	16 9.2%	3 1.7%	26 15.0%	13 7.5%
精神障害者保健福祉手帳	123	61 49.6%	17 13.8%	5 4.1%	4 3.3%	0 0.0%	28 22.8%	8 6.5%
難病(特定疾患)	99	74 74.7%	10 10.1%	1 1.0%	3 3.0%	0 0.0%	5 5.1%	6 6.1%
発達障害	112	45 40.2%	8 7.1%	20 17.9%	10 8.9%	1 0.9%	20 17.9%	8 7.1%
高次脳機能障害	36	17 47.2%	1 2.8%	2 5.6%	3 8.3%	1 2.8%	4 11.1%	8 22.2%

◎1位:白字 2位太字

2 団体ヒアリング

「つくば市障害福祉計画（第5期）」及び「つくば市障害児福祉計画（第1期）」策定にあたり、障害者関係団体の皆様のご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料とするために「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 調査の概要

対象者	市内の障害関係団体	
調査方法	① ヒアリングシートの郵送による配布・回収 ② 面談形式によるヒアリング	
調査期間	① ヒアリングシートによる調査： 平成29年8月 ② 面談形式でのヒアリング： 平成29年8月23日（水）～24日（木）	
団体の属性	回答団体数	13（障害児者親の会，等）
	対象とする障害区分	身体，知的，精神，障害児， その他（障害児の保護者など）
	活動期間	1～30年
	主な活動区域	市内全域
	活動内容	情報交換・交流，介護，養護
	構成員の状況	2～90人

(2) 主な調査結果

①団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

会員に関するもの（人員数、高齢化や偏り、専門性の不足など）や活動資金の不足が多く挙げられています。

【生活環境について】

移動に関する支援、施設的环境整備やグループホームの整備が多く挙げられています。

【障害福祉サービスについて】

重度心身障害児者や医療的ケアを必要とする障害児者へのサービスの充実、成長を踏まえた補装具や貸与品に関する内容の見直し、事業所間の対応力のバラツキの解消、施設の充実などが求められています。

【医療・保健について】

医療機関や障害などに関する情報提供や医療と福祉の連携の強化、障害児者の医療に関わる職員の資質の向上などが多く求められています。

【相談・情報提供について】

相談体制に関しては、人員や連携の強化、ケアプランの作成体制の充実などが求められています。情報提供では情報の内容の充実や提供手段の改善が求められています。

【教育・保育について】

障害児の受け入れ体制の整備や見学の機会も含めた情報提供、障害に関する学校教育の実施や保育・教育関係者などへの研修が多く希望されています。

【雇用・就労について】

障害のある人の就労機会の拡大や就労しやすい環境づくり、そのための企業の理解や企業側へのメリットの拡大が求められています。

【生涯学習，文化・スポーツ活動について】

障害のある人が参加・利用できる活動機会の充実と参加しやすい施設や交通の整備が求められています。

【安全・安心について】

障害のある人や地域住民も参加しての防災・避難訓練の実施，地域における災害時の要支援者の把握，災害時の薬の確保などが求められています。また，詐欺などの被害者に対する救済も挙がっています。

【障害や障害者への理解と交流について】

障害理解のための学校教育の充実，見てわかりにくい障害（内部障害，知的・精神・発達障害など）の理解促進，更に医療的ケア児についての関係機関の理解促進などが求められています。

【差別の解消・権利擁護について】

権利擁護や差別解消法に基づく合理的配慮の実践に絡む行政支援，地域からの支援などが求められています。

【児童発達支援センターについて】

●種類についての希望：

「医療型」の希望が多数を占めています。

●運営主体についての希望：

「公営」の希望が多数を占めていますが，専門医との連携を重視し民営を求める声もあります。

●サービスについての希望：

児童発達支援に関するサービスに加えて，放課後デイサービスの希望があります。

●配置される専門職についての希望：

医師・看護師に加えて，発達支援に関わる保健師・臨床心理士，更にリハビリ職（OT，PT，ST）の希望があります。

●保護者支援についての希望：

育児や障害児の教育に関する行政手続き等の情報提供や相談対応，保護者の交流やリフレッシュの機会づくりなどの希望があります。ペアレントトレーニングについて希望はあるものの，実施の仕方については再考が求められています。

●その他、センターの活動についての希望：

障害児の通所による発達支援だけでなく、訪問型支援や親や障害児の兄弟の保育、特別活動など幅広い活動が希望されています。

②今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

情報の発信と収集の環境づくり、行政や他職種との連携、保護者の交流促進の機会づくりや保護者への支援などが挙げられています。また、学校での命の教育の取り組みの充実が、期待とともに協力表明されています。

【上記の活動を進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

人材確保のための仕組みづくりなどへの協力、資金的な支援、活動拠点確保のための支援などが求められています。

③計画策定にあたってのご意見・ご要望等

当事者や当事者団体の意見を聴いてニーズを把握し、優先順位をつけて計画に反映させること、他の自治体の事例も参考にすること、親の会の周知、ヒアリングと計画の関係が知りたい、などのご意見がありました。

第3章 障害福祉サービス等の展開

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。サービスの全体像を、平成28年に公布された改正児童福祉法に基づいて提供される障害児に向けた福祉サービスとともに、以下に示します。



第2節 第5期障害福祉計画等の見込量

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、前期計画期間中の利用実績やアンケートの結果等を踏まえ、需要の伸びを予測しながら障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、設定した見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適性に提供します。

1 自立支援給付

(1) 介護給付

介護給付では、障害のある人が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

つくば市においては、居宅介護を中心とする訪問系サービスの提供体制は整備が進んでいますが、短期入所や生活介護などの日中活動の場は十分ではありません。また、医療的ケアが常時必要とされる人への資源も足りていません。

これらの課題を解決していくために、今後も対策を検討していくとともに、事業者の指定や整備状況を担当している茨城県と協議し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めていきます。

①居宅介護

「居宅介護（ホームヘルプサービス）」は、障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「居宅介護」の実績値は、平成27年度109人（1,707時間）、平成28年度112人（1,591時間）となっており、計画値と比較すると利用者数はやや上回っていますが、利用時間は下回っています。

■今後の見込み（月平均）

居宅介護の利用時間は減少傾向となっておりますが、利用者は増加傾向です。本サービスは障害のある人が地域で生活していくためには、最も基本となるサービスのため、月あたり利用時間が50時間増で数値目標を設定しています。

本サービスは、施設入所者の地域生活への移行を促進する上でも不可欠のサービスであり、その受け皿づくりの一環として知的障害のある人や精神障害のある人の利用増を見込んだサービス提供基盤の整備が求められています。加えて、施設入所者・入院者の地域への移行が進むことに伴い、利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応を検討していきます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	100	105	110	120	125	130
	利用時間（時間）	1,900	1,950	2,000	1,800	1,850	1,900
実績値	実利用者数（人）	109	112	114			
	利用時間（時間）	1,707	1,591	1,588			
利用率	実利用者数（%）	109.0	106.7	103.6			
	利用時間（%）	89.8	81.6	79.4			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

②重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ、二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■前計画の検証

「重度訪問介護」の実績値は平成27年度11人(2,870時間)、平成28年度11人(2,933時間)となっており、計画値と比較しますと、やや低めの実績となっています。一方、利用時間は増加傾向で、目標を上回っています。

■今後の見込み(月平均)

本サービスは、重度の障害がある人が、地域生活を行う上で必要なサービスとなっています。そのため実績値と比較し、50時間の増加を見込みました。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	12	12	12	12	12
	利用時間(時間)	2,800	2,850	2,900	3,450	3,500	3,550
実績値	実利用者数(人)	11	11	11			
	利用時間(時間)	2,870	2,933	3,392			
利用率	実利用者数(%)	91.7	91.7	91.7			
	利用時間(%)	102.5	102.9	117.0			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

③同行援護

「同行援護」は、視覚障害の人が外出する時、ご本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■前計画の検証

「同行援護」の実績値は、平成 27 年度 8 人（52 時間）、平成 28 年度 9 人（88 時間）となっており、計画値と比較しますと、実利用者・利用時間とも低めの実績となっています。

■今後の見込み（月平均）

利用実績にあった計画値の見直しを図りました。実利用者数は、視覚障害者数の推移を考慮して、計画値を設定しました。利用時間数も平成 30 年度には 70 時間、その後は年あたり 25 時間の増を見込んでいます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	17	19	21	10	12	14
	利用時間（時間）	300	330	360	70	95	120
実績値	実利用者数（人）	8	9	5			
	利用時間（時間）	52	88	46			
利用率	実利用者数（%）	47.1	47.4	23.8			
	利用時間（%）	17.3	26.7	12.8			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

④行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。

障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

■前計画の検証

「行動援護」の実績値は、ニーズが少なく訪問系サービスの中では利用者がいない状況となっています。

■今後の見込み

実利用者数・利用時間とも、過去2年間の推移を考慮して、計画値を設定しました。今後3年間は据え置きとしました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	3	3	3	1	1	1
	利用時間（時間）	20	20	20	10	10	10
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
	利用時間（時間）	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0	0	0			
	利用時間（%）	0	0	0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑤重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人に対して居宅介護，介護の必要度が著しく高い方に，居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■前計画の検証

全国的に事業所の数が限られており，つくば市においても「重度障害者等包括支援」の利用はありませんでした。

■今後の見込み（月平均）

早期の参入が見込まれないものと予想し，計画期間中は利用がないものと見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
	利用時間（時間）	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0	0	0			
	利用時間（%）	0	0	0			

※平成 29 年度の実績値は，7 月末までの月平均値

⑥短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「短期入所」の実績値については、平成 29 年度は実利用者数及び利用日数は伸びているものの、平成 28 年度までは計画値を下回っている状況です。実利用者数及び利用日数については、増加傾向にあります。

■今後の見込み（月平均）

ニーズが大きいサービスであると見込まれるため、事業所の新規指定を含め、年間で実利用者数が 10 人ずつ増加するものと設定しました。なお、医療行為を伴う人の受入れ可能な施設が近隣にないため、その設置に向けて引き続き県と協議を行っていきます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	55	60	65	80	90	100
	利用日数（日）	400	450	500	640	720	800
実績値	実利用者数（人）	50	49	63			
	利用日数（日）	329	366	469			
利用率	実利用者数（%）	90.9	81.7	96.9			
	利用日数（%）	82.3	81.3	93.8			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑦療養介護

「療養介護」は、医療を必要とする障害のある人で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■前計画の検証

「療養介護」の実績値については、計画値と比較しますと、利用日数で目標をわずかに上回っています。

■今後の見込み（月平均）

比較的用户者が限定されるサービスであるため、実績値の平均をもとに計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	11	11	11	11	11	11
	利用日数（日）	337	337	337	341	341	341
実績値	実利用者数（人）	12	11	11			
	利用日数（日）	367	341	301			
利用率	実利用者数（%）	109.1	100.0	100.0			
	利用日数（%）	108.9	101.2	89.3			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑧生活介護

「生活介護」の対象は、常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3（50歳以上の場合は区分2）以上の人です。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人を対象です。

「生活介護」サービスは、常時介護を要する人に対して、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■前計画の検証

「生活介護の実績値は計画値と比較しますと、利用日数で平成28年度は下回ったものの、平成27年度と平成29年度は高めの実績となっています。また、実利用者数については増加傾向にあります。

■今後の見込み（月平均）

需要が大きいサービスであり、実利用者数も増加傾向であるため、利用日数で年間おおむね100日の増を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	210	220	230	255	260	265
	利用日数（日）	4,300	4,450	4,600	4,800	4,900	5,000
実績値	実利用者数（人）	229	242	249			
	利用日数（日）	4,524	4,372	4,777			
利用率	実利用者数（%）	109.0	110.0	108.3			
	利用日数（%）	105.2	98.2	103.8			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

◎施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている障害区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■前計画の検証

「施設入所支援」の実利用者数は横ばい傾向にあります。高齢の入所者も多くいるため、介護保険への移行や住み慣れた地域への移行が進みにくい状況にあります。

■今後の見込み（月平均）

国の基本指針では、施設入所者数を平成32年度末には、平成28年度末の2%以上削減を目標としています。本市の平成27年度から平成29年度の実利用者の平均は約143人であり、施設入所支援の対象者に大きな変化はないものと見込んでいます。計画値は国の基本指針に準じて設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	145	145	145	145	144	143
実績値	実利用者数（人）	143	146	142			
利用率	実利用者数（%）	98.6	100.7	97.9			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

(2) 訓練等給付

障害者総合支援法では、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等について、訓練等給付と定めています。

平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、自立訓練（機能訓練）や就業継続支援（A 型・B 型）などの就業の形態での訓練等の利用では、実績値が計画値を大きく上回って推移しています。そのため、本計画期間においても、訓練等給付を希望する人に十分な支援が行えることを目指し計画値を設定していきます。

①自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校（盲・ろうを含む）を卒業した人に対しても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■前計画の検証

「機能訓練」については、事業所新設等から、平成 28 年度から実利用者が増加傾向にあり、それに伴い利用日数も増えている状況にあります。

■今後の見込み（月平均）

サービスの利用は増加傾向であり、障害のある人が希望した時に機能訓練が受けられる体制があることが重要なため、実績で計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	20	25	30
	利用日数（日）	35	35	35	160	200	240
実績値	実利用者数（人）	1	7	13			
	利用日数（日）	6	83	107			
利用率	実利用者数（%）	50.0	350.0	650.0			
	利用日数（%）	17.1	237.1	305.7			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

②自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障害のある人や精神障害のある人を対象として、通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■前計画の検証

「生活訓練」は支給決定者が、入退院を繰り返している人が多くいますが、ここ3年間の実績値は、実利用者数及び利用日数とも増加傾向にあります。

■今後の見込み（月平均）

国の方針により長期入院患者の退院促進が進んでいく見込みであり、実利用者は増加傾向であるため、実績をもとに計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	25	25	25	30	32	34
	利用日数（日）	441	441	441	480	510	540
実績値	実利用者数（人）	25	27	28			
	利用日数（日）	448	446	456			
利用率	実利用者数（%）	100.0	108.0	112.0			
	利用日数（%）	101.6	101.1	103.4			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

③就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会を提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労移行支援」においては、実利用者数及び利用日数とも減少しており、各年度で計画値を下回っています。

■今後の見込み（月平均）

実績値から、年間利用者数で10人の増加を見込み、平成32年度には90人の利用を見込みました。なお、平成28年度実績値に対して、平成32年度の計画値での実利用者数伸びは約1.5倍となっています。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	105	125	144	70	80	90
	利用日数（日）	1,700	2,125	2,448	1,400	1,600	1,800
実績値	実利用者数（人）	83	57	59			
	利用日数（日）	1,482	945	1,087			
利用率	実利用者数（%）	79.0	45.6	41.0			
	利用日数（%）	87.2	44.5	44.4			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

④就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援（A型）」においては、事業所の新規開設や訓練等の期間が満了となった人の利用などがあり、実利用者数及び利用日数とも増加傾向になっています。

■今後の見込み（月平均）

実利用者数及び利用日数は増加傾向にありますが、平成28年度と平成29年度を比較すると、伸び率に大きな変化はありません。なお、A型事業所に対し指定基準強化の見直し等もあり、今後も大幅な増加はないと見込み計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	35	40	45	76	78	80
	利用日数（日）	700	800	900	1,600	1650	1,700
実績値	実利用者数（人）	54	73	74			
	利用日数（日）	1,051	1,311	1,494			
利用率	実利用者数（%）	154.3	182.5	164.4			
	利用日数（%）	150.1	163.9	166.0			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

⑤就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害のある人に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■前計画の検証

「就労継続支援（B型）」においては、事業所の新規開設や訓練等の期間が満了となった人の利用などがあり、各年度で実績値の実利用者数及び利用日数が大幅に計画値を上回っています。

■今後の見込み（月平均）

平成 28 年度に事業所の新規開設が多く（4 箇所）、大幅に実利用者数及び利用日数が増加となりました。今後も増加を見込み、平成 30 年度以降は年間で利用者数が 10 人ずつ増加していくと設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	170	185	200	265	275	285
	利用日数（日）	2,890	3,145	3,400	4,600	5,000	5,500
実績値	実利用者数（人）	203	244	254			
	利用日数（日）	3,376	3,722	4,198			
利用率	実利用者数（%）	119.4	131.9	127.0			
	利用日数（%）	116.8	118.3	123.5			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑥就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■前計画の検証

平成 30 年度からの事業です。

■今後の見込み（月平均）

平成 28 年度の就労移行支援等の実績を踏まえて、一般就労に移行した人数を考慮し計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	—	—	—	7	8	9
	利用日数（日）	—	—	—	126	144	162
実績値	実利用者数（人）	—	—	—			
	利用日数（日）	—	—	—			
利用率	実利用者数（％）	—	—	—			
	利用日数（％）	—	—	—			

⑦共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■前計画の検証

「共同生活援助（グループホーム）」においては、実績値は計画値と比較すると大幅に上回っています。実利用者数も増加傾向となっています。

■今後の見込み（月平均）

計画値につきましては、地域移行を行う上で大切なサービスであり、事業所の新規開設により今後も実利用者の増加が見込まれるため、年間利用者数で約5人の増加を見込み、平成32年度には127人の利用を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	80	86	92	117	122	127
実績値	実利用者数（人）	104	108	113			
利用率	実利用者数（%）	130.0	125.6	122.8			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑧自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■前計画の検証

平成 30 年度からの事業です。

■今後の見込み（月平均）

地域移行支援及び地域定着支援の実利用者の実績値を考慮し、計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	—	—	—	2	2	2
実績値	実利用者数（人）	—	—	—			
利用率	実利用者数（%）	—	—	—			

(3) 相談支援

障害者総合支援法では、相談支援として、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の3つのサービスが位置づけられています。

① 計画相談支援

「計画相談支援」は、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■前計画の検証

平成27年度から、すべての障害福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画の策定が必要になることを踏まえ計画値を設定したことにより、おおむね見込みどおりの伸び率で推移しています。

■今後の見込み（年間）

今後も増加を見込み、平成28年度と平成29年度の伸び率を参考に、計画値を設定しました。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	810	830	850	910	950	990
実績値	実利用者数（人）	960	821	869			
利用率	実利用者数（%）	118.5	98.9	102.2			

※平成29年度の実績値は、7月末までの数値

②地域移行支援

「地域移行支援」は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■前計画の検証

「地域移行支援」については、実利用者がいない状況です。そのため、地域移行については計画と比較してまだ進んでいないのが実情です。

■今後の見込み（年間）

地域移行は、実際にはなかなか進捗していないのが実情ですが、国の成果目標を視野に入れ、計画値は、前計画を据え置きとし、地域移行を進めます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	8	8	8	8	8	8
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0.0	0.0	0.0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

③地域定着支援

「地域定着支援」は、地域における単身の障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■前計画の検証

計画期間中、毎年 2 人の利用を見込みましたが、実際には利用がない状況となっています。

■今後の見込み（年間）

地域定着は、地域生活移行者がいない状況であり、実際にはなかなか進捗していないのが実情ですが、前計画の位置づけを引き継ぎ、地域移行を進めます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0.0	0.0	0.0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

2 障害児に対するサービス【障害児福祉計画】

(1) 障害児通所支援

障害児福祉計画（第1期）から、障害児通所支援として、新たに居宅介護型児童発達支援が加わりました。また、保育所等訪問支援では乳児院や児童養護施設に入所している障害児が対象に含まれることになりました。

①児童発達支援

「児童発達支援」は、就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■前計画の検証

つくば市が実施主体となり福祉支援センター3か所で継続実施しているほかに、事業所の新規参入があり計画値と比較すると、実利用者数及び利用日数が大幅に増加しています。

■今後の見込み（月平均）

障害児にとって重要なサービスであるため、平成30年度以降も年あたり10人の利用増を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	140	150	160	210	220	230
	利用日数（日）	540	580	620	1,200	1,250	1,300
実績値	実利用者数（人）	174	238	195			
	利用日数（日）	1,500	1,157	1,071			
利用率	実利用者数（%）	124.3	158.7	121.9			
	利用日数（%）	277.8	199.5	172.7			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

②医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

■前計画の検証

県内に事業所がないため、この事業の利用はありませんでした。

医療行為を必要とする場合は、医療機関においてリハビリや看護を受けていただいているのが現状です。

■今後の見込み（月平均）

現在は医療型児童発達支援の利用はありませんが、アンケート調査や団体ヒアリングでのニーズがあるため、平成30年度以降は年あたり2人の利用を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	2	4	6	2	2	2
	利用日数（日）	26	52	78	26	26	26
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
	利用日数（日）	0	0	0			
利用率	実利用者数（%）	0.0	0.0	0.0			
	利用日数（%）	0.0	0.0	0.0			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

③放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、学校通学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■前計画の検証

「放課後等デイサービス」については、この3年間で、実利用者数及び実利用日数とも非常に伸び率の高いサービスです。

■今後の見込み（月平均）

本サービスは、事業所の新規参入や制度の周知により、サービス利用が大幅に増加しており、引き続き増加が見込まれるため、平成30年度以降も年あたり20人の利用増を見込みました。利用日数は現状の利用に近い、月あたり13日で見込んでいます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	150	170	190	380	400	420
	利用日数（日）	1,950	2,210	2,470	4,940	5,200	5,460
実績値	実利用者数（人）	202	267	356			
	利用日数（日）	3,944	3,131	4,425			
利用率	実利用者数（%）	134.7	157.1	187.4			
	利用日数（%）	202.3	141.7	179.1			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

④保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

尚、今回の計画から、新たに訪問先として乳児院及び児童養護施設が加えられました。

■前計画の検証

「保育所等訪問支援」については、年あたり2人の利用増を見込みましたが、実際には利用がない状況となっています。

■今後の見込み（月平均）

現在は利用者がいない状況ですが、今後利用があることを見込み、平成30年度以降は年2人の利用増を見込みました。利用日数は、1人につき月2日での利用を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	3	5	7	2	4	6
	利用日数（日）	6	10	14	4	8	12
実績値	実利用者数（人）	0	0	0			
	利用日数（日）	0	0	0			
利用率	実利用者数（％）	0.0	0.0	0.0			
	利用日数（％）	0.0	0.0	0.0			

※平成29年度の実績値は、7月末までの月平均値

⑤居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■前計画の検証

平成 30 年度からの事業です。

■今後の見込み（月平均）

平成 30 年度以降は年 1 人の利用増を見込みました。利用日数は、1 人につき月 2 日の利用を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	—	—	—	2	3	4
	利用日数（日）	—	—	—	4	6	8
実績値	実利用者数（人）	—	—	—			
	利用日数（日）	—	—	—			
利用率	実利用者数（%）	—	—	—			
	利用日数（%）	—	—	—			

(2) 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）や通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

① 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

② 継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■前計画の検証

平成 30 年度からの事業です。

■今後の見込み（年間）

前回までの計画にはありませんでしたが、つくば市障害者自立支援懇談会からの意見をもとに、セルフプランからの変更を見込み計画値を設定しました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	—	—	—	90	110	130
実績値	実利用者数（人）	—	—	—			
利用率	実利用者数（%）	—	—	—			

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業（年間）

「理解促進研修・啓発事業」は、障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすために、住民を対象に、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

つくば市では、障害のある人や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して共にスポーツやレクリエーション活動などを通じて、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に開催するイベント「おひさまサンサン生き生きまつり」を毎年10月に開催しています。

今後も、引き続き実施していきます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

②自発的活動支援事業（年間）

「自発的活動支援事業」は、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

つくば市では、市内3団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。今後も、引き続き実施していきます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

③相談支援事業

「相談支援事業」は、障害のある人及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

(i) 基幹相談支援センター

「基幹相談支援センター」とは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■前計画の検証

障害福祉課での直営部分と市内の指定一般相談支援事業所に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しており、互いに連携を取りながら運営しています。

■今後の見込み

引き続き、相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値 (か所)	1	1	1	1	1	1
実績値 (か所)	1	1	1			
利用率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

(ii) 指定一般相談支援事業者

「指定一般相談支援事業者」は、障害のある人の福祉全般の相談に応じる基本相談支援の他、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を行います。

■前計画の検証

市内の社会福祉法人のうち、平成 29 年度から 1 事業所が増え、4 箇所の事業所が県の指定を受けて一般相談支援事業を実施しています。

■今後の見込み

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き 4 箇所の事業所で行うことを見込みました。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値 (か所)	3	3	3	4	4	4
実績値 (か所)	3	3	4			
利用率 (%)	100.0	100.0	133.3			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

(iii) 指定特定相談支援事業者

「指定特定相談支援事業者」は、障害のある人の福祉全般の相談に応じる基本相談支援の他、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成（サービス利用支援）や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続サービス利用支援）等の支援を行います。

■前計画の検証

計画値より増えており、平成 29 年度には 12 箇所の事業所が市の指定を受けて事業をしています。市内の社会福祉法人、医療法人及びNPO法人等が指定を受けています。

■今後の見込み

障害のある人のサービス利用支援と継続のサービス利用についての支援が滞りなく行われるように、民間の事業所の参入を促進するとともに、質の確保を図ります。

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値（か所）	8	9	10	13	14	15
実績値（か所）	10	11	12			
利用率（%）	125.0	122.2	120.0			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

④成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度が必要であると認めた場合、申し立てに要する経費を助成する事業です。平成19年度に事業を開始しました。

引き続き実施していきます。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

⑤成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。障害者総合支援法により新たに地域生活支援事業の必須事業として位置づけられました。

計画期間内で早期の実施を目指します。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	有無	無	無	有	有	有	有
実績値	有無	無	無	無			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

⑥意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」は、聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害のある人に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。

(i) 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害のある人に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■前計画の検証

手話通訳者派遣事業については、実利用者数は年度により変動が見られますが、平成 28 年度では延利用者数の実績値が計画値と比較して約 107%と、延利用者数の伸びが高くなっています。

■今後の見込み（年間）

延利用者数が増えているため、平成 28 年度の実績をもとに、年間 20 人の伸びを見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	46	46	46	45	45	45
	延利用者数 (人)	277	277	277	315	335	355
実績値	実利用者数 (人)	37	45	45			
	延利用者数 (人)	244	295	101			
利用率	実利用者数 (%)	80.4	97.8	97.8			
	延利用者数 (%)	88.0	106.4	36.4			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(ii) 要約筆記者派遣事業

要約筆記者を必要とする聴覚障害のある人に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■前計画の検証

要約筆記者派遣事業については、実利用者数及び延利用者数と微増傾向にあり、平成 28 年度では利用率が計画値と比較して 50%、46.3%となっています。

■今後の見込み（年間）

実利用者数は横ばいですが、延利用者数は過去 3 年間の最大値の実績をもとに微増で計画値を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	16	16	16	9	9	9
	延利用者数 (人)	69	69	69	36	40	44
実績値	実利用者数 (人)	8	8	9			
	延利用者数 (人)	21	32	11			
利用率	実利用者数 (%)	50.0	50.0	56.2			
	延利用者数 (%)	30.4	46.3	15.9			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iii) 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人等が来庁した際の意思疎通支援を行います。

■前計画の検証

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延利用者数が増加傾向となっています。平成 28 年度では利用率が計画値と比較して 111.2%、135.6%と、実利用者数及び延利用者数の伸びが高くなっています。

■今後の見込み（年間）

聴覚障害のある方にとってニーズが大きい事業のため、平成 28 年度の実績をもとに、年間 10 人の伸びを見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	400	410	420	466	476	486
	延利用者数（人）	1,100	1,150	1,200	1,600	1,650	1,700
実績値	実利用者数（人）	403	456	143			
	延利用者数（人）	1,303	1,560	406			
利用率	実利用者数（%）	100.7	111.2	34.0			
	延利用者数（%）	118.4	135.6	33.8			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iv) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害のある方が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援する事業です。

■前計画の検証

平成 29 年度からの事業です。

■今後の見込み（年間）

現在利用者はありませんが、年間 2 人の利用を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数	—	—	—	2	2	2
	実利用日数	—	—	—	28	28	28
実績値	実利用者数	—	—	0			
	実利用日数	—	—	0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

⑦日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害のある人に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■前計画の検証

実績値は微増であり、平成 28 年度の利用件数は 3,310 件、利用率は計画値の 94.1%となっています。

■今後の見込み（年間）

利用件数は増加傾向にあるため、実績値の最大値をもとに、年間 100 件の伸びを見込みました。

			平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値	利用件数（件）	14	14	14	14	14	14
	実績値	利用件数（件）	10	10	5			
	利用率	利用件数（%）	71.4	71.4	35.7			
自立生活 支援用具	計画値	利用件数（件）	26	26	26	26	26	26
	実績値	利用件数（件）	21	21	7			
	利用率	利用件数（%）	80.8	80.8	26.9			
在宅療養等 支援用具	計画値	利用件数（件）	16	18	20	16	16	16
	実績値	利用件数（件）	16	10	2			
	利用率	利用件数（%）	100.0	55.6	10.0			
情報・意思 疎通 支援用具	計画値	利用件数（件）	25	27	29	25	25	25
	実績値	利用件数（件）	17	15	5			
	利用率	利用件数（%）	68.0	55.6	17.2			
排せつ管理 支援用具	計画値	利用件数（件）	3,280	3,430	3,580	3,325	3,425	3,525
	実績値	利用件数（件）	3,227	3,251	1,615			
	利用率	利用件数（%）	98.4	94.8	45.1			
居宅生活 動作支援 用具	計画値	利用件数（件）	2	2	2	4	4	4
	実績値	利用件数（件）	4	3	1			
	利用率	利用件数（%）	200.0	150.0	50.0			
合 計	計画値	利用件数（件）	3,363	3,517	3,671	3,410	3,510	3,610
	実績値	利用件数（件）	3,295	3,310	1,635			
	利用率	利用件数（%）	98.0	94.1	44.5			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

⑧手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」は、手話奉仕員を養成するため、年間 30 回にわたる講座を実施しています。講座の 2/3 回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■前計画の検証

年度により変動が見られます。毎年 20 人前後が基礎コースを受講しており、28 年度では 14 人が修了しています。

■今後の見込み（年間）

年度により差がありますが、基礎コースの定員の 20 人で見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	修了人数（人）	20	20	20	20	20	20
実績値	修了人数（人）	11	14				
達成率	修了人数（％）	55	70				

※平成 29 年度は講習中のため未記載

◎移動支援事業

「移動支援事業」は、障害のある人の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■前計画の検証

実利用者数は計画値を満たしていますが、平均利用時間に関しては平成 28 年度には計画値に対して 75.9%の利用率となっています。

■今後の見込み（月平均）

実利用者数はほぼ横ばいであるため、過去3年間の最大値とし、利用時間は減少傾向にあることから、平成 27 年度と 28 年度の中間値としました。

（実利用者数：年間，利用時間：月平均）

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	33	33	33	34	34	34
	利用時間（時間）	191	191	191	156	156	156
実績値	実利用者数（人）	34	34	23			
	利用時間（時間）	166	145	124			
利用率	実利用者数（%）	103.0	103.0	69.7			
	利用時間（%）	86.9	75.9	64.9			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

⑩地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター機能強化事業」は、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

(i) 地域活動支援センター I 型

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■前計画の検証

「地域活動支援センター I 型」に関しては、計画通り 1 箇所設置されており、県から事業実施の指定を受けた市内の社会福祉法人に委託して事業を実施しています。利用状況は計画値と比較するとやや下回っています。

■今後の見込み

この3年間での実績はほとんど横ばいのため、過去3年間の最大値の実績をもとにやや増加傾向で見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	130	140	150	138	140	142
	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人)	133	134	136			
	箇所数 (か所)	1	1	1			
利用率	実利用者数 (%)	102.3	95.7	90.6			
	箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(ii) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害のある人に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■前計画の検証

「地域活動支援センターⅡ型」に関しては、福祉支援センター4箇所において市直営で事業を実施しています。利用状況は計画値と比較するとやや下回っています。

■今後の見込み

現状はやや減少傾向ですが、必要なサービスであるため、年間120人の利用を見込みました。また、つくば市障害者自立支援懇談会の意見を踏まえ、医療的ケアを要する障害のある方の利用拡大も考慮します。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	120	120	120	120	120	120
	箇所数 (か所)	4	4	4	4	4	4
実績値	実利用者数 (人)	104	96	94			
	箇所数 (か所)	4	4	4			
利用率	実利用者数 (%)	86.6	80.0	78.3			
	箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの数値

(iii) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者団体等による実績が5年以上有して支援が行われていることが条件となっています。

■前計画の検証

「地域活動支援センターⅢ型」に関しては、平成 19 年度から1箇所設置されています。県内の社会福祉法人に委託して事業を実施してきました。利用状況は平成 28 年度で計画値の約 98%となっています。

■今後の見込み

過去3年間の最大値である平成28年度の実績をもとに計画値を見込みました。

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	43	45	47	44	44	44
	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数 (人)	41	44	37			
	箇所数 (か所)	1	1	1			
利用率	実利用者数 (%)	95.3	97.7	78.7			
	箇所数 (%)	100.0	100.0	100.0			

※平成29年度の実績値は、7月末までの数値

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障害のある人の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■前計画の検証

実利用者数・利用時間ともに年々増加の一途をたどっています。平成 29 年度は 7 月末の時点で計画値を大きく上回っています。

■今後の見込み

アンケート結果からもニーズが高く増加傾向は続くと考え、平成 28 年度の実績値に対し、毎年 5% の伸びが見込まれるとして計画値を設定しました。

(実利用者数：年間，利用時間：月平均)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数 (人)	190	195	200	295	309	324
	利用時間 (時間)	2,732	2,814	2,898	3,656	3,838	4,030
実績値	実利用者数 (人)	215	281	233			
	利用時間 (時間)	2,880	3,482	3,520			
利用率	実利用者数 (%)	113.2	144.1	116.5			
	利用時間 (%)	105.4	123.7	121.5			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

②訪問入浴サービス事業

障害のある人を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■前計画の検証

平成 28 年度には、利用者の増加と相まって、計画値と比較して利用日数が 129.9% となりました。平成 29 年度の利用日数も、引き続き計画値に対して高めの実績となっています。

■今後の見込み（月平均）

年度により実利用者数・利用日数に多少の増減がありました。平成 28 年度には利用日数に大幅な増加が見られ、この状況が継続すると考えられることから、過去 3 年間の最大値で見込みました。

（実利用者数：年間，利用日数：月平均）

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	実利用者数（人）	21	21	21	24	24	24
	利用日数（日）	87	87	87	119	119	119
実績値	実利用者数（人）	22	24	22			
	利用日数（日）	87	113	119			
利用率	実利用者数（%）	104.8	114.3	104.8			
	利用日数（%）	100.0	129.9	136.8			

※平成 29 年度の実績値は、7 月末までの月平均値

（3）地域生活支援促進事業

①障害者虐待防止対策支援事業（年間）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害虐待防止センター」を設置（平成 24 年 10 月 1 日施行）。相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。また、夜間・土日・祝日においては、事業所に業務を委託し、24 時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取っています。（障害者虐待防止センター設置電話から転送。）

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

※各年度末時点。平成 29 年度は、7 月末時点

第3節 平成32（2020）年度における計画値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の平成28年度末の入所施設利用者数は146人です。

平成30年度から32年度までの数値目標については、平成28年度末の入所施設利用者数146人から14人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みは、平成32年度末時点で、平成28年度末の入所施設利用者数の2%以上削減を目標とします。

■施設入所者の地域生活への移行

平成28（2016）年度末時点の入所施設利用者数（①）	146人
平成32（2020）年度末時点の入所施設利用者数（②）	143人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数（①－②）	3人（2%）
【目標】地域移行者数	14人（9.5%）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】平成32（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
--

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

■地域生活支援拠点の整備

【目標】平成32（2020）年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも1つ整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で、平成28年度に一般就労に移行した方は10人です。平成32年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成28年度に施設から一般就労した人数の1.5倍（15人）とします。

また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数57人から90人に増やすことを目指します。

加えて、就労移行支援事業所について、平成32年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

更に、各年度における新たに創設された就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率が80%以上となることを目標とします。

■福祉施設から一般就労への移行

【目標】平成32（2020）年度における年間一般就労移行者数	15人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	90人
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

■障害児支援の提供体制の整備など

【目標】平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置
【目標】平成 30（2018）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標】平成 32（2020）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標】平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 つくば市障害者計画策定懇談会設置要綱
- 3 つくば市障害者計画策定懇談会委員名簿